

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 4 年 9 月 7 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 議案第 41 号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 42 号 愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 43 号 消防庁舎改修工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 44 号 令和 4 年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 議案第 45 号 令和 4 年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 46 号 令和 4 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 認定第 1 号 令和 3 年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 2 号 令和 3 年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 3 号 令和 3 年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 4 号 令和 3 年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 5 号 令和 3 年度愛西市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 認定第 6 号 令和 3 年度愛西市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 13 委員会付託について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門左エ門 君
7 番	吉 川 三津子 君	8 番	杉 村 義 仁 君
9 番	角 田 龍 仁 君	10 番	石 崎 誠 子 君
11 番	原 裕 司 君	12 番	佐 藤 信 男 君
13 番	近 藤 武 君	14 番	神 田 康 史 君
16 番	山 岡 幹 雄 君	17 番	高 松 幸 雄 君
18 番	竹 村 仁 司 君		

◎欠 席 議 員（1名）

15 番 鬼 頭 勝 治 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	人 見 英 樹 君
教 育 部 長	三 輪 進 一 郎 君	保険福祉部長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君
監 査 委 員	戸 谷 静 治 君	人 事 課 長	青 木 万 亀 雄 君
総 務 課 長	佐 藤 博 之 君	社会福祉課長	田 口 貴 敏 君
学校教育課長	猪 飼 政 和 君	保険年金課長	橋 本 創 君
財 政 課 長	堀 田 毅 君	発 達 支 援 セ ン タ ー 長	伊 藤 恒 君
高齢福祉課長	八 木 久 美 子 君	高 齢 福 祉 課 課 長 補 佐	山 田 光 正 君
高齢福祉課主査	城 安 代 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	丸 山 小 百 合	書 記	猪 飼 隆 善
書 記	杉 本 昌 哉		

午前9時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

それでは皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

15番・鬼頭勝治議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開催いたします。

ここで、神田康史議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○14番（神田康史君）

先日8月29日、議会招集日において、海部南部水道企業団に係る諸般の報告の際、議案第8号の数字、補正後の予算総額を言い間違えておりました。正しくは22億4,753万2,000円であります。訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、吉川三津子議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○7番（吉川三津子君）

9月2日の一般質問の折、私は1点、本来ならば佐屋農業集落排水と申し上げるべきところを佐織農業集落排水と間違えて発言をいたしました。訂正をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、代表監査委員の戸谷静治委員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○監査委員（戸谷静治君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議員の皆様方の貴重なお時間をいただきまして、9月議会初日に報告させていただきました決算審査意見書の内容の誤りについて、この場をお借りして訂正の報告をさせていただきます。

詳細につきましては、正誤表をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

令和3年度愛西市決算審査意見書77ページ表中の当座比率と表の上部にある関連文書の一部訂正となります。議員の皆様方にはおわびして訂正させていただきます。

具体的には、エクセルで計算しておりまして、係数の入力誤りと結果が十分でなかったものでございます。今後こういうことのないよう万全を期してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（杉村義仁君）

ここで戸谷委員には退席をいただきますので、よろしく願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

次に、これから議案質疑に入りますが、議案質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと明

記されております。同条第2項では、この規定に反するときは議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることはできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、また新型コロナウイルス感染症の観点から、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第1・議案第41号（質疑）

##### ○議長（杉村義仁君）

日程第1・議案第41号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

##### ○2番（佐藤旭浩君）

では、議案第41号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御質問させていただきます。

令和4年4月に行われた市議会議員選挙及び令和元年に行われた市議会議員選挙での自動車の借入れ、燃料供給、ポスター、ビラ、その他の公費の請求実績で各最高額は幾らだったのか、お尋ねさせていただきます。よろしくお願いします。

##### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、各種公費の請求実績で各最高額についてお答えをさせていただきます。

令和4年4月に行われました市議会議員選挙における選挙運動用自動車の借入れ、レンタル方式の最高額は10万1,600円で、ハイヤー方式では請求届出はありませんでした。

選挙運動用自動車の燃料供給の最高額は2万8,258円、またポスター作成の最高額は37万6,740円、ビラ作成の最高額は3万40円、選挙運動用自動車の運転手の雇用の最高額は8万7,500円でした。

平成30年4月に行われました市議会議員選挙における選挙運動用自動車の借入れ、レンタル方式の最高額は11万600円、ハイヤー方式の最高額は45万1,500円、選挙運動用自動車の燃料供給の最高額は2万5,618円、ポスター作成の最高額は37万6,740円、選挙運動用自動車の運転手の雇用の最高額は8万7,500円でした。

なお、愛西市議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁に係る公費負担は、平成31年3月1日に施行しております。

先ほど、令和4年4月の自動車借入れのレンタル方式の最高額を改めて申し上げます。11万600円でございます。以上でございます。

##### ○2番（佐藤旭浩君）

では、再質問させていただきます。

先ほどの各公費全ての総額と、あと公費の財源はどうなっているのでしょうか。

あと、各請負業者は市内のみなのか、市外もあるのか、その公費分の割合を教えてくださいと助かります。お願いします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

まず、公費の請求実額の総額についてお答えさせていただきます。

令和4年4月に行われました市議会議員選挙における選挙運動用自動車の借入れの総額は94万5,850円、選挙運動用自動車の燃料供給の総額は19万6,298円、ポスター作成の総額は630万1,083円、ビラ作成の総額は53万4,520円、選挙運動用自動車の運転手の雇用の総額は141万2,500円でした。

次に、公費負担の財源でございますが、こちらは一般財源となります。

次に、実績における市内業者もしくは市外業者の契約状況でございますが、令和4年4月に行われました市議会議員選挙における選挙運動用自動車の借入れの市内業者と契約された人は4人で、契約総額は31万800円、市外業者と契約された人は11人で、契約総額は63万5,050円でした。

次に、選挙運動用自動車の燃料供給の市内業者と契約された方は12人で、契約総額は16万5,235円、市外業者と契約された方はお二人で、契約総額は3万1,063円でした。

次に、選挙運動用ポスターの作成の市内業者と契約された方は12人で、契約総額は418万3,830円、市外業者と契約された方は9人で、契約総額は211万7,253円でした。

次に、選挙運動用ビラの市内業者と契約された方は11人で、契約総額は32万6,760円、市外業者と契約された方は7人で、契約総額は20万7,760円でした。

次に、選挙運動用自動車の運転手の雇用の市内の方と契約された方は14人で、契約総額は115万円、市外の方と契約された人はお二人で、契約総額は17万5,000円、市内及び市外の方と契約された方はお一人で、契約総額は8万7,500円でした。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

それでは、議案第41号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

まず最初に、公職選挙法施行令に全ての自治体が合わせる必要があるのか、改正が必須であるのか、その点について確認をさせていただきます。あわせて、全国一律で今回改正するのか、お聞かせください。

そして、県下で公費負担の上限値、一番安い自治体などあると思いますが、それはどのような金額になっているのか教えてください。

それから、先ほど質問もありましたが、前回の市議選で最高額については今お話がありました。あと、最低金額、そして平均金額はどうなっているのか教えてくださいと思います。

それから、自治体の裁量で判断できるとするならば、こういった今までの選挙を踏まえて何

を根拠にして今回改正をしようとしているのか、数値的な根拠も含めて説明をいただきたいと思えます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の、全ての自治体で改正を合わせる必要があるのかということについてでございますが、県並びに市町村が国の選挙公営に準じて条例で定めるところにより公費負担ができるものでございます。

また、全国一律に改正をするのかということでございますが、こちらも国の選挙公営に準じて条例で定めるところにより公費負担ができる旨定めておりますので、一律的に改正するものではございません。

続いて、3点目の県下の公費負担の関係で、上限値が一番安い自治体と金額でございますが、まず自動車の借入れで、レンタル方式が東郷町で1日当たり1万733円、ハイヤー方式が豊明市で1日当たり5万8,050円、選挙運動用自動車の燃料供給では、豊明市で1日当たり3,675円、それからポスター作成では、ポスター1枚当たりは豊明市と犬山市で510.48円、企画費は武豊町で5万円でございます。選挙運動用ビラの作成については7.51円、選挙運動用自動車の運転手の雇用では、豊明市で1日当たり1万1,250円でございます。

次に、前回の市議選での公費負担の最低金額と平均金額についてお答えさせていただきます。

令和4年4月の市議会議員選挙では、まず選挙運動用自動車の借入れの最低金額は3万8,500円、平均金額は6万3,056円でございます。

次に、選挙運動用自動車の燃料供給の最低金額は4,958円、平均金額は1万4,021円でございます。

次に、選挙運動用ポスター作成の最低金額は5万7,657円、平均金額は30万51円でございます。

次に、選挙運動用ビラの最低金額は2万6,400円、平均金額は2万9,695円でございます。

次に、選挙運動用自動車の運転手の雇用の関係でございますが、最低金額は2万5,000円、平均金額は8万3,088円でございます。

続きまして、自治体裁量ということで、改正の根拠でございますが、こちらは公職選挙法の施行令に規定する公営単価につきましては、人件費、物価の変動等を考慮して3年に1度その基準額の見直しを行うこととされております。

愛西市においても、国の基準に準じて改定をするものでございます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

今の答弁で、強制的に改正するものではなくて、できる規定だということが分かりました。

先ほど県下で公費負担で上限額についても一番安い自治体がどこなんだという答弁をいただいたわけですが、こういった違いはなぜ出てきているのか、その点についてどのように分析されたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほどから前回の市議選の費用等が示されました。多分、これ全部、上限よりかなり低い数値で示されているわけですが、先ほどの答弁だと人件費、それから物価等が上がっ

ているからそれに準じて3年に1度見直しをしたんだよとおっしゃいますが、実績等を踏まえて評価をしなかったのか。今の条例の数値に単純に人件費、物価の上昇率を考えて決めたのか、その点ですね。

今、ポスターについても安く印刷ができるので、そういった努力をするのが当たり前であって、今条例がこの金額だから単にそれを触ったのか、その辺どのような評価をして今回の数値を導いたのか。調査、そして金額の算出についてどのようにされたのか、再度伺いたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

それぞれの最低金額の事情ということでございますが、こちらについてはそれぞれの市町の事情がございますので、そういったことで決められているものであると思っております。

また、改定の根拠のところでの市の関係でございますけれども、こちらについては公職選挙法の施行令における今回の改正内容が国の選挙公営に係る公費負担の限度金額の引上げでございまして、市の選挙公営におきましても国の公営選挙に準じて公費負担の限度金額を引き上げるものでございます。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

議長、ちょっと答弁が違っていると思いますので。

○議長（杉村義仁君）

総務部長、答弁が違っている。

○7番（吉川三津子君）

説明してよろしいでしょうか。

なぜ違うのか説明しないとお分かりではないかと思うんですが、自治体によって違うというところが。

○総務課長（佐藤博之君）

まず1つ目の御質問、各自治体の違う金額の理由でございます。

私ども、実を言いますと、今回の条例改正に伴いまして各自治体の調査をさせていただきました。それで、各自治体において国の公営基準単価と合わせていない理由につきましてお問合せをさせていただいたところ、それぞれの自治体からは議員発議によるものであるという回答を得ておりますことを御報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

重なるところもありますが、最初の質問を行いたいと思います。

今回の国の基準の引上げ、改定の実際引上げになっていきますけれども、その辺の理由について国のほうはどういうふうに考えているのかお尋ねをします。

それから、今吉川議員の質問にもありましたが、金額を市独自に設定する、当然上限はあるでしょうけれども、可能だという話ではありますけれども、1つは愛西市として、現在のこの

公費支出の基準額に関して公費負担の対象とかこの額が実際の実態に合わないのではないかと、合っていないのではないかとということの見解をまずお尋ねをしたいというふうに思います。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

まず、国が金額を引き上げた理由の関係でございますが、先ほども申し上げましたとおり公職選挙法の施行令に規定する公費関係につきましては、人件費、物価の変動等を考慮して3年に1度その基準額の見直しを行うこととされているものでございます。

また、自治体の関係でございますが、今回のこの規定につきましては限度額の設定ということで理解をしているところでございます。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

限度額の設定はそうなんですけれども、現実の問題として、限度額の設定そのものについて、例えば現状ではこの金額でいいのかというところの見解を聞きたかったので、その辺をまずちゃんと答弁してください。

それから、あとこの間の選挙の中でいわゆる公費助成、公費負担の額は当然国の基準で決まってくるわけなんですけれども、それだけではなくてその公費を支出する基準に関しても選挙管理委員会、県などの選挙管理委員会とか警察とかの見解によって大きく変わってきているのではないかとというふうに思います。例えば選挙用の自動車に関しても、以前は例えばレンタルする場合でも選挙用の様々な機材、スピーカーとかそうしたものも含まれて、一式としてレンタル料として認められていたけれども、最近ではそうしたものでは純粋に車のレンタル料金だけですよというような話にまでどんどん変わってきているんですね、ということもあると思うんですが、そうした特定について特にどうなのか。その点の見解についてお尋ねをしたいので、その辺答えてください。

また、そうした問題、先ほどの、あと吉川議員の質問の中にもありましたが、公費基準を下げているところは議会が決めているんだよというのがありましたけれども、提案で、ただそうした、例えば基準等については多分なかなか難しいとは思いますが、支払いの対象となるような基準についてはね。しかし、そうした額そのものについて、実態に合わない状態を何とかするということでの考え方とかそうしたことというのは国や県についても話をしているのかどうか、その点についてはどうですか。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

今の実態との関係についての御答弁とか、先ほどのいろいろ実情の関係も含めてということになりますけれども、候補者間の選挙運動の機会の均等を図る手段として選挙公営というものが、制度が採択されている、採用されているというものでございますので、愛西市においても国の基準に準じてそのように改定するものと思っております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。



◎日程第2・議案第42号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・議案第42号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第42号の愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質問を進めたいと思います。

今回、非常勤職員の雇用契約期間の関係で質問をさせていただきたいと思います。非常勤職員といいましても、臨時的に雇用される方であるとか長期にわたって雇用契約を結ばれる方がおられると思いますけれども、育児休暇が取得可能な職員というのはどのような範囲の方なのかということ。

それと、もう一点ですけれども、当然雇用契約終了間際にこういう育児休業の該当になられる方もおられるかも分かりませんので、その辺の2点だけお伺いしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

育児休業が取得可能な職員についてお答えさせていただきます。

令和4年9月1日現在、任用している会計年度任用職員270人のうち育児休業制度を活用することができる会計年度任用職員は235人です。

次に、期間満了近くの職員の場合の育児休業の取扱いについてお答えさせていただきます。

実施期間が限定される事業のために任用されている場合は育児休業を取得することができませんが、契約期間終了が近くても任期の更新がされないことが明らかでない場合は育児休業を取得することができます。以上です。

○11番（原 裕司君）

それでは、再質問に移らせていただきます。

明らかに契約延長という形の方については、雇用というか、この制度が利用できるというお話でしたけれども、では内縁関係等ですね、配偶者の場合、今回育児、出生後8週間以内に育児休暇が取得できることとなりますが、この内縁関係に対する考え方についてお伺いしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

内縁関係にある場合の件についてお答えさせていただきます。

職員が育児休業を取得するには、当該子に対して父親に当たる職員の認知がされない限り取得することはできません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第42号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質問いたします。

今回のこの改正については、男性職員の育児の促進また女性職員の活躍促進を進めるためという内容において国で臨時に検討されている、それによって条例が書き換えられるということになるかと思いますが、今回、今までよりも取得要件が緩和と柔軟化をされたという説明がありました。この緩和された内容と柔軟化についての詳細の内容について確認をいたします。

また、育児休業法については必ず採用する手続を取るのか、愛西市においてですね、その確認をお願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、緩和と柔軟化について御答弁させていただきます。

取得要件の緩和といたしましては、子の誕生日から57日間にする育児休業に限り、取得要件が子の誕生日から起算して8週間と六月经過する日までに任期が満了し、更新されないことが明らかでないことと緩和されております。

子が1歳以降の育児休業における柔軟化といたしましては、子が1歳以降の育児休業の取得において途中で夫婦が交代で取得できるようになったことです。

次に、育児休業後は必ず再度採用されるかについて御答弁させていただきます。

継続的に働くことを希望しているものと考えられ、意向を踏まえ、採用に向け前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

採用については前向きにということで、そういった意見をいただきましたので、そういった内容で安心して育児ができる方法を愛西市でも検討していただきたいと思いますが、この緩和とか柔軟化ということで日付が、対象とする期間が少なくなったり短くなったり、あと回数が1回から2回に変わったりということで柔軟化されるわけですが、実際の問題として、この緩和と柔軟化によって愛西市において男性職員が取得を促すことにつながるのか、またつなげていけるのかについて確認と、あと数は難しいかもしれませんが、現状の条例で育児休業を取得した男性職員というのはいるのかどうか、またいるのであれば、数が分かれば何人ぐらいいるのかということについて教えてください。これは非常勤職員に関わらず、愛西市で勤める人たち全てにおいて確認で、男性職員の育児休業をした方がいらっしゃるのかどうか、分かれば人数についても教えてください。

#### ○人事課長（青木万亀雄君）

それでは、失礼いたします。

男性職員の育児休業につきましては、さきの議会のほうでもお願いしておりますように、休暇を取りやすくしていただいておりますので、今促進に向けて支援しているところでございます。

あと、育児休業の男性の実績でございますが、令和2年度につきましては2名、令和3年度に

ついて8名ということで把握しております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第42号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、1点のみ質問させていただきたいと思います。

休業中の身分というのはどうなるのか。そして、公務員としての規律とかいろいろあると思いますが、そういった制約についてはこの休業中どうなるのか、教えていただきたいと思えます。

○企画政策部長（西川 稔君）

身分と制約についてお答えさせていただきます。

育児休業中においても就業中の身分等変更はございません。また、制約につきましても同様に変更はございません。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

再度確認をさせていただきますが、そうすると公務員法とかいろいろありますが、そういった守秘義務、辞めてからも守秘義務はありますが、そういった公務員に関するいろんな規律等が休職・休業中にも適用されるという判断でよろしかったでしょうか。

○企画政策部長（西川 稔君）

適用されると考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第43号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・議案第43号：消防庁舎改修工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

議案第43号：消防庁舎改修工事請負契約の締結について質問させていただきます。

今回、仮契約の中で、契約方法の制限付一般競争入札という形で契約となっております。この制限付きの内容、理由ですね、お伺いしたいと思います。

それともう一点、指名競争入札であるとか一般競争入札、よく耳にする入札の種類でありますけれども、一般競争入札を行う場合の設計金額について。この2点、よろしくお願いをいた

します。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、制限付一般競争入札の関係でございますが、制限付一般競争入札とは地域要件等一定の条件を付した上で、当該条件を満たす入札参加希望者に競争させることにより落札者を決定するものでございます。

この理由でございますが、災害等において施設に被害が発生した場合、消防署は一刻も早く活動できる体制を整える必要があるため、迅速に駆けつけ復旧作業を要請できる点や、業者自身の被災に対するリスク分散を考慮し、海部津島管内に事業所を設け、2者ないし3者から構成される共同企業体を条件としたものでございます。

次に、一般競争入札の設定金額でございますが、設定金額1億円以上の工事の場合、一般競争入札となります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第43号：消防庁舎改修工事請負契約の締結について質問します。

ただいまの原議員と同一のところがありますので、そこは少し省かせていただきます。

この契約方法の制限をつけた、なぜ制限をつけたのか、つけることのメリットがあればお伺いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

メリットでございますが、こちらは海部津島管内の事業所を設ける2者ないし3者から構成される共同企業体であることを条件としたことについてですが、施工業者を近隣に限定することで災害発生後の迅速な復旧作業につながることや、業者自身の被災による復旧作業に影響を及ぼすリスクを分散できるメリットがあると考えております。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

今、共同企業体ということも一つの制限であるというふうに捉えるんですが、幾つの共同企業体が入札に参加したのかお伺いをします。もし名称も言えるのであれば、併せてお伺いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、企業体の関係でございますが、まず1つ目が福岡・サシヨシ建設工事共同企業体、次が加東・大藤建設工事企業体、3つ目が加藤建設・ワシノ建設建設工事共同企業体、以上の3つの企業体について入札参加がされたところでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第43号の消防庁舎改修工事請負契約の締結について質問いたします。

制限付一般競争入札については今お話がありました。共同企業体を組んでいただくという

ことだとか、災害時のときにするというお話もありましたが、それ以外でまだ説明が、詳細について聞いておりますが、それ以外で詳細について、なぜ制限つきなのかということについて、話すことがあればお願いをします。

あと、予定価格について、契約金額が4億1,000万ということですが、予定価格に対しての落札率というのは何%なのか教えてください。

また、これは予算の審議のときにも確認をしましたが、業務の影響ですとか工事の工程、その詳細についてお伺いいたします。お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、制限付一般競争入札の詳細でございますが、こちらは先ほど御説明のとおりでございます。

次に、予定価格の落札率につきましては、98.52%でございます。

私からは以上でございます。

○消防長（加藤義久君）

私からは、業務の影響、工事の工程の詳細について御答弁させていただきます。

まず、業務の影響ですが、工事の影響を最小限に抑え進めていく予定でございます。工程の詳細は、工事期間を令和4年12月から令和5年12月を計画しており、3階に通信室及び仮眠室の工事を行い、その後通信機器の移設を行い、順次進めていく予定であります。以上です。

○4番（河合克平君）

制限付一般競争入札ということで、特に急いでは進まないということでしたが、今回の件は消防庁舎を行うということで、災害時のときの復旧が迅速になるようにということだと思ったんですが、そういう内容でいいのか。愛西市の、例えば今入札結果を見ていると、制限つきというのは、道の駅でも制限つきではなかったもので、そういった点ではそういう消防署だからこのような形で制限つきにしたのか、そのことについて再度確認をいたします。

あと、予定価格に対する落札率が98.52%ということで、一般的には95%を超えれば談合ではないかというふうに疑われるわけですが、この予定価格、税抜きで3億7,800万円の予定価格についてはいつ開示がされるのか、いつ開示を行うのか確認をいたします。

また、この工事については追加が発生する可能性もまた考えられるわけですが、そういった追加の可能性が発生する場合についてはどのような手続が行われるのか、教えてください。

以上3点お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

今回の場合、入札の関係の場合につきましてはそのような、先ほど申し上げたような点を考慮してのものでございます。

それから、結果の公表については……。

〔「予定価格」の声あり〕

予定価格の額についてお答えさせていただきます。

予定価格の公表ということでよろしいでしょうか。

○議長（杉村義仁君）

河合議員、今の質問、予定価格でよろしかったですか。

○4番（河合克平君）

予定価格の、僕言い間違えた。開示をする時間、いつ開示をするのか、前日なのか当日なのか、当日は何時なのかという、そういう予定価格を開示する、公開をするときはいつなのかということを知りたかった。

〔発言する者あり〕

だから、その終わったときなのか前なのかという話で、終わったときでも何時にとか。

○総務部長（近藤幸敏君）

こちらは、入札結果の結果の公表の時点ということになります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

よかったですか。

河合議員、すみません、質問は以上。

○4番（河合克平君）

違う違う、まだ終わっていない、回答が終わっていない。

○総務部長（近藤幸敏君）

まだ工事、これから始まるわけでございますので、追加工事の有無について把握をした段階で決めていくことになると思います。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

ということですので。

次に移ります。

7番の吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第43号：消防庁舎改修工事請負契約の締結についてお伺いをいたします。

いろいろ今質問があったわけですが、今回JVの契約でございますが、この2社というのは役割分担がどのようにされているのか。どこの工事の部分はどこのことというような、役割分担についてお伺いをしたいと思います。

○消防長（加藤義久君）

JV契約であるということですが、共同企業体の役割分担は現在決まっておりません。以上です。

○7番（吉川三津子君）

制限付一般競争入札ということで、それぞれのメリットとかそういったものは、事前に計画的なものは示されずに金額だけで入札がされたのか。普通入札するとき、こういった方法で仕事を進めますとか、そういった内容のものは一切示されずに今回入札されたのか、1点お伺いをしたいと思います。

それから、先ほどJVの役割というか、それは明らかにしておかないと今後追加工事がある

とかお金の支払いをどうするのか、そういったところは事前に入札前に確認すべきことだと思いますが、こういった工事の途中段階の報告、そして工事の調整、これはお互い代表の会社が1社に絞ってやっていくことになっているのか、これって入札のときに確認すべきことかと思いますが、その点、ちょっとしっかりと答弁をいただきたいと思います。

○消防長（加藤義久君）

役割分担のことをございますけれども、いつ決まるかということですが、本契約後に決まると伺っております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

いいの、それで。

○議長（杉村義仁君）

答弁、まだありますか。

○市長（日永貴章君）

入札の件につきましては、しっかり仕様書をこちらから提示をしておりますので、その中で参加をしていただいているというふうに思っております。

詳細をどこまで詰めて入札を告示するのかというのは、それぞれ考えがあると思いますが、先ほどのお話もございましたけれども、いかに多くの企業の方に入札に参加していただけるか、そういったことも必要でございますし、また役割分担につきましては、当然まだ仮契約の段階でございますので、我々としては今も調整、打合せを進めておりますので、しっかりと今後決めてくるというふうに思っております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、職員入替えのため休憩を取ります。再開は10時30分といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑におきましては補正予算書のページ数、または款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第44号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第4・議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第5号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

**○3番（中村文武君）**

それでは、議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について御質問いたします。

議案の12ページになります。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、3目事業者支援対策費、18節、補助金680万円についてお伺いいたしたいと思います。

児童福祉施設等感染拡大防止対策事業費補助金についてです。

こちらはどのようなものが補助対象になるのでしょうか。こちらは複数年、毎年あるのかなあというふうに予想していますが、過去のもので特に高額なものがあれば教えていただきたいなと思います。こちら1点目です。

2点目の質問、P14、6款農林水産業費、1項農業費、3目、農振費の18節負担金、補助金及び交付金についてです。

こちら補助金2種類ございますけれども、農地利用効率化等支援事業費と、施設園芸省エネルギー化施設設備整備事業費につきまして、どのようなものが補助対象になるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

以上でございます。御答弁よろしく申し上げます。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

私からは、新型コロナウイルス感染症についてです。

児童福祉施設等感染拡大防止対策事業費補助金の対象は、マスク、アルコール消毒液等の衛生用品や感染防止の物品、抗原検査キット、時間外手当など業務を継続的に実施していくために必要なものとなります。

特に高額なものとしては、空気清浄機、モニター付非接触型体温計などがあります。以上でございます。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

私からは、農業振興費の補助金で、補助対象はどのようなものがあるかということでございます。

農地利用効率化等支援事業費補助金は、稲刈り用のコンバインが対象となっております。

次に、施設園芸省エネルギー化施設設備整備事業費補助金は、ハウス内の空気を循環させるための換気設備が対象となっております。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

よろしいですか。

次に、11番・原裕司議員、どうぞ。

**○11番（原 裕司君）**

それでは、議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について質問させていただきます。



ページ数ですが、11ページ、12ページ、2款総務費、1項総務管理費、11目まちづくり推進費の18節負担金、補助及び交付金の新婚世帯住居費等支援費400万円についてお伺いをしたいと思います。

今回、申請件数が増えたという説明がありました。今回の決算においても800万円台ほどの実績があるわけですが、現在の交付件数と予算執行率についてお伺いをしたいと思います。

それと、この400万円、補正額の見込み件数についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、同じく2款総務費の4項選挙費、7目衆議院議員総選挙費の22節、償還金、衆議院議員総選挙費過年度返還金の199万7,000円についてお伺いをしたいと思います。

返還金の積算根拠ですね、当然、有権者のほうが選挙に行かれなかったというようなことで返還金が生じてきたと思いますけれども、その人数、そして投票率も併せてお伺いをしたいと思います。

続きまして、13ページ、14ページの第4款衛生費、1項保健衛生費、7目新型コロナウイルスワクチン接種事業費の22節、償還金の5,711万円についてお伺いをしたいと思います。

これも当初の接種計画から市民の方が接種されなかったということで返還が生じたかと思えますので、その対象人数はどれだけあったのかということと、それと年代層というか年代別で区切って接種されておると思えますので、年代別の接種率、これについてお伺いをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、新婚世帯住居費等補助金の件で、現在の交付件数と予算執行率についてお答えします。

8月末現在の交付件数で、住宅取得のみが6件、賃貸のみは3件、取得と引っ越しの同時交付が5件、賃貸と引っ越しの同時交付が5件です。また、予算執行率は59.1%です。

続きまして、補正額の見込み件数400万円の内訳としまして、取得が13件、賃貸が5件、引っ越しを10件見込んでおります。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、選挙費の過年度返還金の積算根拠についてお答えさせていただきます。

まず、啓発推進委託費に係る経費が9万6,000円、また開票速報事務委託費に係る経費が10万3,000円、最高裁判所裁判官国民審査に係る経費8万6,843円を衆議院議員総選挙費に係る経費としても委託金申請していたことや、備品購入費の補助率9分の5に基づき171万427円を返還するものでございます。

なお、先ほどの投票率の関係につきましてですが、まず小選挙区のほうは、合計の投票率で55.97%、比例代表が55.96%、国民審査が55.90%でございます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

まず最初の返還金の対象数とはいうところですが、接種予定者数は、1回目、2回目の初回接種分及び3回目の追加接種のうち、令和3年度内に完了する分として、延べ12万5,502人を

想定しておりましたが、実際の接種者数は12万1,638人となり、当初計画より3,864人少ない結果となりました。

続きまして、年代別の接種率についてです。

8月31日現在の接種率を接種回数別に年代区分ごとに申し上げます。

5歳から11歳、1回目21.7%、2回目20.6%、3回目・4回目、対象外、12から17歳、1回目79.3%、2回目78.4%、3回目40.6%、4回目対象外、18歳から59歳、1回目84.2%、2回目83.7%、3回目63.2%、4回目3.6%、60歳以上、1回目94.1%、2回目93.8%、3回目90.1%、4回目64.3%です。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

それでは、1点だけ再質問させていただきたいと思います。

新婚世帯の関係でありますけれども、執行率が59.1%という数値になっておりますけれども、実際に補正を組む段階で、何%切れたらというか、見込みをして補正を出すわけなんです、その辺のタイミングと議会の開催もあるかと思いますが、例えば70%ぐらい来たらもうすぐしなきゃいけない、50%執行率を過ぎたら補正のほうを見込んで考えなきゃいけないと、それぞれ考え方があるかと思いますが、その辺の部分についてお答えいただきたいと思います。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

補正に対する予算執行率の明確な基準等は持っておりませんが、今回は昨年度の交付件数の見込み等を見まして、12月では不足が生じるかもしれないということで、今回お願いするものです。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

よろしいですね。

次に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

#### ○18番（竹村仁司君）

議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について質問します。

1点目の新婚世帯住居費等支援につきましては、原議員と同一内容になりますので割愛します。

1点、予算書13ページ、14ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金、補助及び交付金890万円、その中の補助金、保育対策総合支援事業費205万8,000円、この保育対策総合支援事業とはどのような補助金になるのかお伺いします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

保育対策総合支援事業補助金とは、子供を安心して育てることができる環境整備を行うことを目的として、国・県・市の財源を基に、民間の保育所、認定こども園を対象に補助を行うものです。

保育環境改善等事業分といたしまして、保育所等における感染症対策のため、改修整備等事業と老朽化した設備を改修する保育環境向上事業が国の補助対象として追加されました。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

再質問をさせていただきます。

今回のこの保育対策総合支援事業では、どの施設にどのような補助がなされるのか、その内容と経緯をお伺いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

保育環境改善事業分として、市内の2園分を計上いたしました。内訳は、感染症対策のための改修整備事業として102万9,000円、保育環境向上等事業として102万9,000円、県の補助基準額での計上となっています。

財源は、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1でございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について質問します。

まず、補正予算書の3ページ、第2表 債務負担行為補正、中学校体験学習事業についてです。

これについての事業の内容と経緯及び今後のスケジュールについて、現事業との違いと併せてお尋ねをいたします。また、保護者への周知状況と反応についてお尋ねします。

続いて補正予算書15ページ、16ページ、10款5項3目学校給食管理費、10節需用費、賄材料費1,314万4,000円について、この内訳と学校給食賄材料費の保護者負担金の見直しの経緯と今後の対応についてをお尋ねいたします。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

まず1点目でございます。

愛西市の特色ある教育事業に関し、ICT環境整備が急速に進み、直接体験の重要性が高まったこと、令和2年度から順次実施されている新しい学習指導要領にESDの理念が組み込まれ、目標達成へ推進していく必要性を認識したことなどを踏まえ、令和3年度に有識者を交えた中学生体験学習事業検討委員会を設置し、協議検討を重ねました。

その結果、東日本大震災被災地等を視察し、被災者と出会い、当時や現在の状況を実際見聞する直接体験を通じて生徒の興味関心を高めるとともに、学習意欲を喚起する事業の実施に取り組むこととなりました。

事業内容としては、2泊3日の首都圏への修学旅行に代わり、3泊4日の行程で東北地方及び首都圏を目的地とするものであります。公募型プロポーザルを実施し、8月に最優秀者が決定しましたので、今後は令和5年5月実施に向けて、詳細の行程、防災学習について調整を行ってまいります。

2点目の保護者への周知でございます。

夏休みの出校日に、保護者宛てへ令和5年度以降の修学旅行についてのチラシを配付いたしました。事業内容や費用負担について、数件の問合せがございました。

続きまして、給食費でございますが、内訳でございます。

学校給食賄材料費、1人1食当たり30円の増額に伴う令和4年11月から令和5年3月までの給食食数により積算した費用でございます。

続きまして、学校給食賄材料費の見直しの経緯でございます。

平成26年度に現在の給食費に改定し、運営を行ってまいりましたが、各食材価格は少しずつ上昇し、社会状況や気候状況の変化などもあって食材価格の高騰が大きくなり、従来の給食費の範囲で安定した学校給食を供給することが困難となってまいりました。

そのような状況を踏まえ、7月27日に学校給食運営委員会を開催し、1人1食30円の値上げが妥当との意見をいただき、8月の教育委員会において承認され、令和4年11月から給食費を見直すこととなりました。

この値上げに対し、保護者の経済的負担の軽減のため、学校給食の無償化期間を11月まで延長し、令和5年3月までは給食費の保護者負担を据え置くための補正予算を計上させていただきました。

なお、保護者の皆様に御負担いただいている給食費は、全て食材費に充てられ、食材費以外の調理に係る経費、人件費、光熱費などは全て市が負担しております。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

では、再質問いたします。

まず、中学校の学習体験事業についてですが、愛西市の負担状況をほかの自治体の違いと含めてお尋ねをいたします。

続いて、学校給食費、需用費の賄材料費の保護者への周知及び御意見と、愛西市の補助の状況を、これも近隣自治体との比較を併せてお尋ねいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

愛西市の負担状況と他の自治体との違いでございます。

現在の中学生の修学旅行は、1人当たり6万円程度の費用に対し、市から1人当たり4,500円の補助をしております。今後の市の負担については、現在検討を進めています。

また、近隣自治体でございますが、飛島村が本市と同様の1人当たり4,500円、あま市、弥富市、蟹江町が1人当たり3,000円、大治町が1人当たり1,800円、津島市は補助をしていないことを確認しております。

続きまして、給食費の関係でございます。

保護者への周知につきましては、7月20日に愛西市学校給食費の現状について及び8月の学校出校日に給食費値上げのお知らせとして全保護者宛てチラシ配布を行い、周知させていただきました。

チラシ配布後での学校教育課及び学校給食センターに御意見、お問合せ等はいただいております。

続きまして、愛西市の補助の状況を近隣の自治体と比較も併せてということでございます。

学校給食への市の補助としては、以前より1人1食10円の補助を行っております。近隣自治体では、1人1食当たり、あま市で10円、津島市で15円、蟹江町で30円など補助を行っていることを確認しておりますが、給食無償化の期間については、愛西市ほど長期間での実施をしている自治体はございません。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

では、議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算について質問をいたします。

まず、11ページ、12ページの2款9項1目の市民生活応援費の生活困窮者自立支援金300万円についてですが、現在の現状と、また世帯数、今年度に当たって、それについて確認をさせていただきます。

同じく2款9項2目の児童福祉施設消耗品12万円について、これについても先ほど下の段はありましたが、対象となるものと購入品、何を購入するのかというものが分かれば教えてください。また、どこの部分についての購入なのかお伺いします。

同じく2款9項3目の事業者支援対策費ですが、児童福祉施設等感染防止対策事業費680万円についてですが、これについての、重なりますが対象、また目的など、対象というのはどこの事業所を対象としているのかということも併せて教えてください。

続いて、次のページの13、14ページの4款衛生費、1項保健衛生費、7目新型コロナウイルスワクチン接種事業費8,816万2,000円についてですが、先ほど接種対策費負担返還金5,700万円については明細を聞きましたが、下の段の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の返還分についての積算についても併せて教えてください。

同じく13ページ、14ページで、6款1項3目の農業振興費についてですが、補助金391万8,000円について、それぞれ先ほど質問があった内容でありましたが、これについてはこれから申込みがされるのか、もう既に決定をしたものについてのことなのかということも併せて、補助の対象、補助の内容等についての説明をいただきたいというふうに思います。以上です。お願いします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

まず1点目の生活困窮者自立支援金の関係でございます。

令和4年度分は、単身世帯が8世帯、2人世帯が3世帯、3人世帯が10世帯の合計21世帯に支給しております。以上でございます。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

私からは、児童福祉施設の消耗品についてです。

対象は、佐屋児童館です。対象となる物品と内訳は、新型コロナウイルス感染症防止用品のアルコール消毒液が9万円、使い捨て手袋、ハンドソープ等3万円を見込んでおります。

次に、児童福祉施設の対象と目的についてです。

対象施設は、児童クラブを実施する指定管理施設、民間児童クラブ、地域子育て支援拠点事

業所、ファミリー・サポート・センターとなります。

目的は、事業を継続的に実施するために必要な感染防止用品の購入費等の経費を補助するためでございます。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

負担金については、当初の予定より接種者数が少なかったことから、令和2年度繰越分2億3,340万634円から1,908円を、令和3年度交付分1億3,554万4,178円から5,710万7,182円を返還するものでございます。

補助金については、令和2年度分として交付決定を受けた1億5,736万円のうち、2年度職員時間外勤務手当やシステム改修委託料を支出した残りの2,048万1,000円を、令和2年度繰越分と3年度交付分から接種券発送業務等の経費的金額を支出した残りの1,057万1,000円を返還するものでございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、農業振興費の補助金の関係でございます。

先ほども御答弁させていただいたとおり、農地利用効率化等支援事業費補助金につきましては、稲刈り用のコンバイン、あと施設園芸省エネルギー化施設設備整備事業費補助金につきましては、ハウス内の空気を循環させるための換気設備ということでございます。

こちら両方ですが、いずれも補助金の申請のほうは提出されております。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問しますが、市民生活応援費の生活困窮者自立支援金300万円についてですが、これについては、追加があるということについての周知等について、どう図っていくのか確認をさせていただきます。

また、2款9項3目の事業者支援対策費、児童福祉施設等感染拡大防止対策事業費ですが、680万円、今児童クラブと、それからファミリー・サポート・センターなど、あと民間の児童クラブ等々の話がありましたが、大体幾らぐらいまで請求ができるのか、また請求の方法、どうやって請求するのかについて確認をさせていただきます。

あと、6款1項3目の農業振興費の補助金390万円ですが、この300万円と91万8,000円ですけども、これは補正予算で突然出てきた感じがあるので、これについては県や国に申請をした予定があつて、それ以上になったからこれが補正としてされないといけないのか、それについて確認をお願いします。

#### ○社会福祉課長（田口貴敏君）

私のほうからは、周知の方法を答弁させていただきます。

対象者は限定されておりまして、県社会福祉協議会から情報提供をいただいたものを基に、個人周知及びホームページ等で周知をしていきます。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、児童福祉施設の関係です。

1施設当たりの補助上限額は、児童クラブでは児童定員人数により30万円から50万円までで、

地域子育て支援拠点事業所とファミリー・サポート・センターは30万円までの補助上限額となります。

補助金を受けるには、事業者は、購入した感染防止用品の領収書等のコピーを添えて市に申請し、市は内容を確認後、補助金を支払います。以上でございます。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

私からは、農業振興費のところの関係でございます。

この補助金でございますが、いずれの補助金も国のほうで補助をしていくということで聞いております。これにつきましては、やっぱり生産性の向上とか、昨今からの燃油価格の高騰というところが引き金になっているというふうには聞いております。

いずれにしても、こちら両方の補助対象者がおるということで、今回補正予算として計上させていただいております。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

それでは次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

**○1番（馬淵紀明君）**

議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について質問いたします。

予算書の3ページの第2表 債務負担行為、中学生体験学習事業のところですが、先ほど高松議員からも同じ内容の質問がありましたので、それは省きますが、1点だけ質問させていただきます。

令和5年の5月から実施するというお話でしたけれども、現在課題として考えられていることは何か教えてください。お願いします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

現在考えられる課題でございますが、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、日程を含む行程等を変更する必要がある場合、代替事業の実施が困難な点が心配されます。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

再質問ですが、仮に、変更するということはどこかのタイミングでとなるとと思いますが、令和5年5月というと、今年度中なのかというふうに考えられますが、そのところの判断はいつになるか、分かれば教えてください。お願いします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

変更時期につきましては、コロナの状況にもよりますがはっきりと申し上げられませんが、内容については縮小となると、そのように考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算について質問をいたします。

3ページの債務負担行為、中学生体験学習事業についてお伺いをいたします。

債務負担行為について、ちょっと知識が不足しているので、その点も含めて御説明をいただきたいと思いますが、8月1日にプロポーザルが終わって、名鉄観光さんがやられるということホームページ等でチェックをしたわけなんですけど、今回、この債務負担行為が加算されるということで、プロポーザルによって金額が示され、それが増額に至っているのか、この金額の加算分について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、債務負担行為ということで計上してきている理由、今後こういった形で来年、その次もプロポーザルをしながら債務負担行為として計上して実施していくのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、この実施というのは業者が提案したプログラム、行程とか何か、今までの修学旅行のようにしっかり固められて業者がつくったものに乗かって子供たちが動いていくのか、それとも子供がやはり行程等も含めて提案しながら実現していくのか、その点について確認をしたいと思います。

それから、12ページの2款総務費、1項総務管理費、11目まちづくり推進費の新婚世帯の住居費等支援事業についてお伺いをいたします。

件数については、先ほど答弁がありました。では、どの地域に転入実績があるのか、それが一戸建てなのか賃貸なのかも含めて、どの地域にどういった転入があったのかお伺いをしたいと思います。

それから、この新婚世帯の住居の事業について、特にこの地域から来てほしいというような地域特定をしての広報をされてきたのかお伺いをしたいと思います。

それから、12ページの生活困窮者自立支援金についてお伺いをいたします。

先ほどから答弁があるので、答弁があった部分については割愛をいたしますが、自立が無理で生活保護となった事例等があるのか、1点お伺いをしたいと思います。

それから、12ページの児童福祉施設等感染拡大防止対策事業費についてです。こちらのほうの内容については、先ほどからマスクとか衛生物品、抗原検査キットとか説明がございました。この抗原検査キットについて、十分確保ができているのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、昨年度から問題になっているのは、やはり物品で備品管理とまではいかないですけども、衛生とか何かで後まで残るようなものは駄目だとか、かなり制約があって、本来アクリル板とかいったものを設置したくても、その翌年も使えるからということでそういったものが購入の対象にならなかったという経緯があります。そういったものが改善されて、ある程度間口が広がって購入支援ができていくのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、民生費の……、ちょっと待ってください、答弁があったところは省きたいと思いますので。

14ページの3款民生費、2項児童福祉費、それから児童館費のところ、修繕がされているわけですが、どのような工事でどのような判断、工事が必要か否かの判断、どのように工事を



するという事に至ったのか、経緯について教えていただきたいと思います。

それから、14ページの教育費、教育総務費、教育委員会費の関係でございます。

そちらのほうで協議事項と、それから合意事項、今後調整する事項について、今まで一般質問の中でも説明がありましたが、こちらの適正規模の協議会、委員会のほうの内容について、再度こちらのほうで確認をさせていただきたいと思います。

あと、こちらの議事録公開なんですけど、これも一般質問のほうでお話がありました。具体的にどれぐらいをめぐりに市民の方々にこの議事録を公開しなければいけないのか、どんな努力をして公開を早めているのか、その辺について伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

まず、中学生体験事業のプロポーザルでございますが、プロポーザル公募時の仕様書に基づき、プロポーザル実施における提案限度価格の範囲内で最優秀者の提案した費用によるものでございます。

令和4年5月時点の中学2年生生徒数に引率先生分を加えた596人により算出しております。

続きまして、2点目でございます。学校行事等年間予定を踏まえ、令和5年5月、6月実施にするため、令和5年度に支出が伴うものでございます。

新幹線や宿泊施設の手配など準備に時間を要することから、令和4年度中に契約を行う必要があるため、本議会での債務負担行為としております。

続きまして、3点目でございます。

視察地につきましては、昨年度設置しました中学生体験学習事業検討委員会にて決定したものでございますが、視察先の宮城県で提供されている教育旅行学習プログラムなどを含め、業者が提案した防災学習プログラムを基に事業実施を予定しております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、新婚世帯住居費補助事業の件です。

どの地域に転入かとの御質問ですが、佐屋地区に8件、佐織地区に11件です。

次に、広報をどの地域に力を入れているかということですが、この事業は、愛西市へ転入された方の結婚に伴う新生活を経済的に支援するための事業となっており、特定の地域へ転入を促す広報は行っておりません。以上です。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

生活困窮者自立支援金の関係でございますが、生活保護になった事例はございません。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、児童福祉施設の感染防止対策事業費についてです。

抗原キットの購入は対象になりますので、県から配付分もありますが、各事業所で必要な分の準備はされています。また、アクリル板については、感染防止のためのアクリル板を購入する場合は対象になります。

続きまして、修繕料についてです。

今回の工事は、佐屋児童館の空調機の経年による修理不能のため、取替修繕工事を行うものです。休養室とロビーの取替等修繕を今回の補正でお願いするものでございます。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

地区検討協議会について御答弁いたします。

提案していただきました基本計画の案のうち、当該地区に係る小・中学校について詳細に検討していただきます。

具体的には、適正化と老朽化対策の時期や手法、通学方法、地域施設としての役割などを想定しております。

続きまして、議事録の公開でございますが、各地区検討協議会には諮りますが、会議終了後に議事録を作成し、可能な限り早く、委員の承諾を得て公開したいと考えております。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

では再度、順次質問のほうをさせていただきたいと思えます。

最初に3ページの中学生の体験学習についてでございますが、業者がつくったプログラムに乗かって子供が出かけるんだということはよく分かりましたが、このやり方というのは、今後も毎年こういった手法でやっていくのか、その点について確認をさせていただきたいと思えます。

それからあと、12ページの新婚世帯の関係ですが、もちろん新婚世帯を支援するんだということは分かりますが、やっぱり人口を、若い世代を増やしていかなければいけない人口問題に間違いはないわけですね。そういった部分で広報というのは、そうなると、転入してきた方々は、周辺の自治体から転入してきているのか、もう少し遠方なのか、その地域は一体どうなっているのか教えていただきたいと思えます。

それからあと、先ほど佐屋で8件、佐織で11件の事例があるとお聞きしました。こちらは一戸建てなのか賃貸なのか、それについてお聞かせいただきたいと思えます。

あと、これから若い世代を増やしていくということで、近隣同士で人を取り合ってもいけないと思えますが、そういった部分で、もしかしてポイント、地域を絞っていないならば、なぜ絞るような協議をしていないのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから次に、12ページの児童福祉施設等感染拡大防止の関係ですが、抗体検査キットというのは、今、鼻でする性能のいいほうですけど、なかなか購入が難しくてという状況があると思えます。領収書等で確認をされていると思えますが、なかなか手元に商品が届かないという状況があると思えます。その辺、どのように確認をされているのか、事前に納品日が後でも支払先に領収書を出していれば大丈夫だよという便宜を図るのがよいと思うんですけども、そういうことをされているのかお伺いをしたいと思えます。

それから、14ページの修繕費の関係です。空調機を直すということですが、今回は佐屋ということで、直営の児童館です。そうなると、やはり職員の専門的知識のある人が行ったりとか

判断はされていくと思うんですが、指定管理の方々のところでこういった修繕が必要なとき、なかなか指定管理ではこれだけの修繕すべきか否かの判断が難しくなる場合もありますが、その判断はどのようにされているのか、そして修繕に関して、一般の職員の方でも見ただけでは分からないところもあるんですが、市の中にそういった老朽化、修繕が必要なのか、専門的な技術職がいらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、14ページの学校の適正規模の関係の委員会についてであります。

委員会の議事録の公開について、可能な限り早くしていきたいということでございますが、現在、可能な限りどのような努力をされているのか、私たち議員も議事録がなかなか見られなくて、一体どうなっているのか分からないのが現状なんです。中学については待ったなしの統廃合を早く進めなければいけないということも答弁の中で来ているわけですが、こういった点から、会議録の公開というのは、市民の方に知らせる、私たちも知るという部分でとても重要な鍵を握っていると思います。

そういった部分で、議事録等、文字起こしをするソフト等を使って、いち早く会議録を公開するようなそんな調整等をされているのか、今回こういったお金もここに含めているのか、それについてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

中学生体験事業でございますが、毎年この方法でということでございますが、債務負担行為は今回の場合1年度でございます。今後もプロポーザルにより決定していただき、3から5年度の債務負担行為期間になるという考えであります。以上でございます。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、新婚世帯の住居費補助金の関係です。

まず1つ目の転入してきている人の転入先ですが、近隣の津島市やあま市、稲沢もございまして、名古屋市からの転入者もございまして。一宮、あと県外、岐阜県、三重県、大阪府の実績も今年度ございまして。

それから、8件と11件の内訳なんです。佐屋地区8件につきましては、取得のみが3件、取得と引っ越しの同時が2件、賃貸と引っ越しが3件の8件です。佐織については、取得のみが3件、賃貸のみが3件、取得と引っ越しの同時が3件、賃貸と引っ越しの同時が2件でございます。

それから、市外の地域を絞っての広報活動ということですが、市外のある特定の地区を絞っての広報ということはなかなか難しいこともありますので、市外全体の方に転入を促すもので、これについては特定の地域を絞ってはおりません。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、抗原検査キット等の購入についてですが、令和4年度中に納品されて支払い済みのものが対象となります。

それから次に、空調関係の部分ですが、空調機の老朽化が進んでおります施設もございまして、施設ごとに老朽化の状況を確認し、計画を立て、計画的に機器の更新を図りたいと考え

ております。また、専門的には都市計画課と子育て支援課が連携をして対応するという形になると思います。以上でございます。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

議事録の関係でございますが、第1回の検討協議会で、次々回でホームページにアップするというので承認をいただいております。

ですので、第1回が第3回目の終了後に、第2回目が第4回の終了後ということ、現在、第2回までがホームページに掲載されていると思っております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

それでは、数点質問をしていきます。重なる部分もありますが、ちょっとその辺のメモが十分に取れないところもあるので、確認も含めて質問をするところもあります。

最初に3ページの第2表 債務負担行為についてお尋ねします。

債務負担行為の理由としてなんですけれども、先ほど新幹線予約などが必要だということでしたが、修学旅行においては、各学校が個々の業者に対して依頼をしてという形のときには債務負担行為は行わなかったわけで、今回、なぜそうしたことで債務負担行為にしなきゃならないのかについて、もう一度しっかりと答えていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それから、中学生の体験学習事業についてですけれども、先ほどプロポーザルをやりましたとかという話がありましたが、ちょっと具体的に体験学習事業の内容について教えてください。

それから、生徒の自己負担がどうなるかとか、従来の修学旅行と比べての負担の変化というのとか費用、金額の詳細について、分かる部分でいいですので、現状でその辺について御答弁をお願いします。

それから、12ページの2款1項11目のまちづくり推進費の新婚世帯住居費等支援金の話ですけれども、申込みの状況とか増額分の内訳は、その点で大体これまでの質問で分かりましたので、あと再質問のほうでもう一度行いたいと思ひます。

それから、同じく12ページの3款1項1目社会福祉総務費のシステム改修委託料96万4,000円についてですけれども、改修の詳細について教えてください。

それから、14ページの3款2項2目の児童措置費の補助金ですけれども、児童対策総合支援事業費及び保育所等給食費軽減対策のそれぞれの詳細について、もう一遍すみませんけれども説明をお願いします。

それから、14ページの3款2項3目保育園費の委託料75万7,000円についてですけど、永和保育園の指定管理料の増額の理由と内容について確認をさせていただきます。

それから、同じく14ページの10款1項1目の教育委員会費の報償費172万4,000円ですけれども、地区検討協議会について、一般質問でも行いましたが、そこで質問させていただきましたが十分うまくできていないところについて、各地区の人員、何名なのか、それから回数などの

何回ぐらい行うのかについての積算の中身についてまず教えてください。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

まず、中学生体験事業、債務負担行為でございますが、学校行事等年間予定を踏まえ、令和5年5月、6月に実施するため、令和5年度に支出が伴うためでございます。

新幹線、宿泊施設の手配など準備に時間を要することから、令和4年度中に契約を行う必要があるため、債務負担行為としております。

続きまして、具体的な内容でございますが、東日本大震災被災地等を視察し、被災者と出会い、当時や現在の状況を実際に見聞する直接体験を通じて、生徒の興味・関心を高めるとともに学習意欲を喚起する事業であり、これまでの2泊3日の首都圏への修学旅行に代わり、3泊4日となり、1泊目、2日目が東北地方、3日目、4日目が首都圏の行程でございます。

3点目の生徒の自己負担でございますが、生徒の自己負担に関しましては、今後の経済・社会情勢による費用の変動等も踏まえ、現在検討中でございます。

費用、金額の詳細でございますが、令和4年5月時点の中学2年生生徒に引率者の先生分を加えた596人で、各校のプラスを踏まえ、積算した旅行代金でございます。

中学校都度で異なりますが、1人当たりの費用は9万円から10万円を想定しております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

社会福祉総務費のシステム改修の内容でございます。

国の障害福祉サービスデータシステムに、市の障害支援区分認定データ等を連動させるための改修でございます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、保育対策総合支援事業費と、保育所等給食費軽減対策についてです。

保育対策総合支援事業費補助金は、保育環境改善事業分とし、2園分を計上しております。

内訳としましては、感染症対策のための改修整備事業として102万9,000円、保育環境向上等事業として102万9,000円です。

次に、保育所等給食費軽減対策補助金は、安定的な給食を実施している民間保育所等の負担を軽減することを目的とし、愛知県の支援金を利用して実施いたします。期間は令和4年4月から9月までとし、対象施設は市内の民間保育所、認定こども園で、県の支援金交付要綱に定める補助基準額、1食40円に児童数を乗じて得た額で積算しております。

続きまして、永和保育園の関係です。

永和保育園は、指定管理者による民間運営となっておりますので、保育所等給食費軽減対策補助金の民間補助相当額を指定管理料として補正計上しております。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

地区検討協議会でございますが、有識者が12名、保護者の代表者8人、自治会の代表者16人、学校評議員8人、構成計44名で、4地区それぞれ6回程度を予定して積算しております。以上でございます。

## ○5番（真野和久君）

それじゃあ、再質問を行います。再質問というか、もう一遍確認ですけど、何で今回は債務負担行為にしなきゃならなかったのかについて、ちょっと具体的に理由を、例えば規模の額が大きいからとか、一括受注で額が大きいからなのか、その点について、債務負担行為をしなきゃならない理由について、もう一回きちっと教えてください。

それから、自己負担については検討中ということなので、その辺はやはり、生徒の負担ができるだけ増えないようにお願いしたいと思えますけれども、あと、さっきの具体的な例で、1日目、2日目が東北で3、4日目が首都圏という話がありましたが、東北地方は当然、被災地を回っていろいろと聞き取り等をするということだと思ふ、聞き取りというか、現地の人のお話を聞くという話だと思ふんですけれども、例えば、施設を巡ったりとかするのか、例えばどこかで現場の人と話をするのか、ちょっともう少し具体的にあれば教えてください。

それから、3日目、4日目の首都圏というのは具体的にどんな予定になっているのか教えてください。

それから、今回はプロポーザルで公募型でやりまして、今後もそれを続けるんだという話ですけれども、この体験学習事業に関しては、毎年プロポーザルをやって毎年そういう形で決めていくのか、あるいは何年間かの継続事業で今後頼むのか、契約していくのか、その辺についてのちょっと確認をしたいと思えますのでよろしくお願いします。その辺りをちょっとお願いします。

それから、新婚世帯のほうですけれども、今年度、結局これまで執行率59.1%という話なので、今までの現状の予算の中でもまだこれから受け付けるんだと思えますけど、結果的に、この予算増額分も含めて何世帯分ぐらいになってくるのかについて教えてください、分かれば。を見込んでいるのかということについて教えてください。

それから、14ページの保育対策総合支援事業費に関して、2園という話だったけど、具体的にそれぞれどんな工事をするのかについて分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、地区検討協議会についての44人というのは、1地区44人なのか、4地区併せて44人なのかというのをもう一回ちょっと確認をしたいのと、それから5回ということですが、これは期間はどのぐらいでやっていくのか、あと地域説明会等も地区協議会でやってもらうというふうに言っていましたけれども、その辺は、この5回に含まれるのかどうか。

そしてあと、今の検討協議会のメンバーは、今度の地区協議会のメンバーの中に自動的に入っていくのか、その点についての確認をしたいと思えますので答弁をお願いします。

## ○学校教育課長（猪飼政和君）

まず、債務負担行為の関係ですけれども、現行の修学旅行につきましては、各学校が修学旅行用の会計を用意して、そちらのほうで対応していることとなっております。今回、中学生体験学習事業につきましては、市の会計のほうで対応することとなりましたので、契約上の関係で債務負担行為を今回設定させていただいたということになります。よろしくお願いします。

ですので、従来の学校での修学旅行に対しては市からは補助金を出している形となっております。

ましたのでお願いいたします。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

東京、首都圏での内容でございますが、6中学校それぞれ内容が異なっております。

国会議事堂であったり、あとは東京ディズニーリゾートであったりとかそういったところがございます。

東北地方の旅行先の関係でございますが、まず1日目、2日目、3日目の朝までが東北地方でございます。それから3日目に首都圏に戻ってまいりまして、4日目が首都圏でございます。

視察先といたしましては、中尊寺であったり、あと東日本大震災の遺構・伝承館、また宮城県の石巻市のところで語り部さんと一緒に歩くといったりとか、あと松島汽船に乗船したりとかそういった内容となっております。以上でございます。

○市民協働部長（人見英樹君）

新婚世帯住居費等支援事業の関係ですが、補正増額分も含めて何件見込んでいるかとの御質問ですけれども、取得が28件、賃貸が20件、引っ越しが40件と積算上見込んでおります。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、保育対策総合支援事業の内訳になります。

まず、感染症対策のための改修整備事業として、手洗いの自動水栓の付け替えを予定しております。もう一つは、保育環境向上等事業として、フローリングの張り替えを予定しております。以上でございます。

○教育部長（三輪進一郎君）

地区検討協議会でございますが、44名というのは全体でございます。ですので、先ほど申し上げた人数をそれぞれ4で割っていただくという形になります。

有識者が3名、保護者の代表者が2名、自治会の代表者4名、学校評議員2名、計11名がそれぞれの地区でということでございます。

地区説明会につきましても、この6回の中で実施をしたいと、そのように考えております。また、地区の今の現在のメンバーが自動的にという話でございますが、公募委員等の地区代表の方は、公募の要件にもそのように書いてございますので主体的に入っていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第45号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議案第45号：令和4年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可します。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番(原 裕司君)

それでは、議案第45号：令和4年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について質問させていただきます。

ページ数につきましては、6ページ、7ページ、6款雑入の193万1,000円、この内訳についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○保険福祉部長(小林徹男君)

これにつきましては、令和3年分の愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付した金額が過払いであったため、193万1,000円を受け取るものでございます。以上でございます。

○11番(原 裕司君)

今、過払いという御回答がありました。過払いとなった要因についてお答えをお願いしたいと思います。

○保険年金課長(橋本 創君)

令和4年2月分の普通徴収保険料収入済額の転記ミスと、3月の保険料還付未済額の報告ミスによる過払いでございます。以上です。

○議長(杉村義仁君)

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番(真野和久君)

9ページの保険料の還付金についてですけれども、還付金のされた理由及びその内容、金額の内訳についてお尋ねします。

それから、同じく9ページの3款2項1目の一般会計繰出金についてですが、繰出金そのものというもののこの中身というのは、前年に比べるとちょっと多いんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺について理由があれば教えてください。以上です。

○保険福祉部長(小林徹男君)

まず、還付金の関係でございますが、年金特別徴収された方の死亡に伴う還付未済額分でございます。既に58万1,300円の予算不足が生じているため、補正をさせていただくものでございます。

2点目の繰出金が昨年度と比べて多い理由でございますが、令和3年度分の一般会計からの繰入金額を予算全額特別会計へ繰り入れたため、精算で繰出金が多くなっております。以上でございます。

○5番(真野和久君)

死亡に伴う還付金ということですが、人数とか具体的に分かれば教えてください。

あと、一般会計の繰出金に関しては、毎年基本的に入れてはいるわけですが、なのでその点でいうと、今までとの違いというのがあれば教えてください。

○保険年金課長（橋本 創君）

死亡の人数及び金額を申し上げます。186名、135万6,300円でございます。

また、昨年度と比べての金額の差でございますが、先ほどの報告にもございました理由などから繰入額を増加したものでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第46号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第46号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、議案第46号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ページ数につきましては8ページ、9ページの1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の12節介護保険システム改修委託料8万8,000円についてお伺いしたいと思います。

今回、介護報酬の改定ということでシステムを改修することになっておりますが、この改定内容についてお伺いをしたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

令和4年10月からの介護報酬改定に伴い、介護保険指定機関等管理システムの改修をするものでございます。

改修内容につきましては、収入を3%程度引き上げるための措置を講ずるものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第46号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について確認いたします。

ページ、8ページ、9ページの6款1項3目の償還金についての国庫支出金等過年度分返還金等1億385万1,000円を返還するということですが、過年度において、思ったよりも介護給付が少なかったため、国からたくさんもらっていたものについて返還をするんであろうなあというふうには思うんですが、その返還について、国・県のそれぞれの金額、またこの保険者負担

の金額、もし保険者負担金として推定ができるのであれば教えてください。

また、この1億385万1,000円の国への返還が生ずる中での介護給付費についての積算、幾らであったものが幾らぐらいになって、その差額について国・県、それから保険者等々、そういった金額になるのかというふうになると思うんですが、その介護給付費について確認をお願いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

この返還金でございますが、令和3年度に国・県などからの見込み等の計算によって交付された各負担金の精算を行うものでございます。介護給付費と実績の差額によって生じたものではございません。

それぞれの国・県の金額でございますが、介護給付費負担金の国庫分は7,747万1,238円、県費分につきましては1,258万2,896円でございます。続きまして、地域支援事業費交付金の国庫分につきましては451万3,941円、県費分につきましては261万4,480円でございます。

今回の補正につきましては、3年度の各負担金の精算のため、各被保険者負担分、介護給付費は関連しておりません。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

もらい過ぎていたものを返すということですが、もらい過ぎていたか、もらっていたかということについて、やはり介護給付費と地域負担金が、幾ら予定していたものが減額、使わなかったから返還されるというふうに認識をしておりましたが、先ほど実績の価格とは関係ありませんというお話もありましたが、実績の価格と関係がないのに介護給付費が返還になるというのはちょっと理由がよく分からないんですが、そのことについてもう少し詳細に教えてください。

また、負担金の精算についてですが、介護保険料でいうと、国が何%、県が何%で、大体総給付費の50%を国・県が持つと。残りの部分の23%は保険者負担ですよという形で介護給付費の全体から保険料が決められているんですが、そういった点では、国・県が返すということであれば、当然被保険者負担の23%分も大いに関わってくるのではないかとということで質問したんですけれども、関わりがないということでしたので、その関わりがない理由についてもう一度教えてほしいです。お願いします。

#### ○高齢福祉課長（八木久美子君）

では、今、関わりがないというところなんですけれども、まず、そもそもなんですけど、国とか県とかの当初に見込みでいただいていた交付金等と決算との差額で精算をしているものです。例えば、給付費の国・県の分でいきますと、前々年度の実績に伸び率を掛けたもので国・県が計算をしたものと、実際に3年度の決算、実際に使ったものとの差額となりますので、給付費をこれだけ市が例えば見込んでいて、それとの違いがこれだけあったということの返還ではないということです。

県の給付費は、先ほど申し上げたような前々年度の実績掛ける伸び率で計算をしているんですが、この対象経費としましては54億5,400万円で、国・県のほうは計算をしたものでパーセ

ントを掛けたものを交付していただいています。実際に介護保険で使った実績に基づいたパーセントを掛けたものとの差額を今回返したのが全部で約1億何百万ということです。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これで質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

産業建設部長より発言を求められておりますので、許可したいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

午前中ありました議案第44号：令和4年度愛西市一般会計補正予算の中で、河合議員からの御質問いただきました農業振興費の補助金の関係でございます。

追加のほうの質問で、この2本の補助金が両方とも国の補助というふうに私お答えさせていただいたんですが、後段のほうの施設園芸省エネルギー化施設設備整備事業費補助金につきましては、単独県費の補助金だということが分かりましたので、訂正いたします。すみませんでした。

○議長（杉村義仁君）

それでは、これより令和3年度決算認定について質疑に入りますが、決算の質疑につきましては、決算書または実績報告書のページ数、あるいは款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

また、質疑が多数の場合であっても一括で質疑を行うようにしてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、また新型コロナウイルス感染症対策の観点から、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・認定第1号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・認定第1号：令和3年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、認定第1号：令和3年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いしたいと思います。

私からは3問お伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず1つ目、実績報告書のほうを御覧ください。

5ページ目の歳入の状況ということで、教えていただきたいことが1つあります。

市税についてということで質問いたします。

ふるさと納税との関係性ということでお伺いしたいんですけども、ふるさと納税、頑張れば頑張るほど納税額というのは増えていくと思います。一方で、ふるさと納税を評価するとき、愛西市民が他市町にふるさと納税をするということもありますので、今の制度上、どれぐらい市税が減っているのかというのは、もし推定できるのであれば教えていただきたいというふうに思います。分からなければ大丈夫です。これが1問目でございます。

2問目、16ページを御覧ください。

21款諸収入について、分かれば教えていただきたいと思います。

ネーミングライツとか広告収入とか、こちらに当たってくるのかなということでお伺いしたいなと思います。

記載のほうがなかったもので、300万円以下かなというふうなことを推測するんですけども、せっかく頑張っていたいので、広告収入はどれぐらいあるのかなということをお教えいただければなと思います。こちらが2問目になります。

3問目、次のページ、17ページの市債のところ、22款市債ですね。こちらをお教えいただければと思います。

表の中段から下のところ、県営事業負担金というところで、当初分が税率が0.1%台と、補正分とかになってきますと0.2%台ということで、本当に僅か金利0.1%差なんですけれども、この差の違いというのは何かということですね。入札で行ったとかその辺など分かれば教えていただきたいと思います。

その支払利息について僅か0.1%ですけども、どれぐらい差額があるのか、もし分かれば教えていただければと思います。

以上3点お伺いしたいと思いますので、御説明よろしく申し上げます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、順次お答えさせていただきます。

まず1点目の市税の関係でございますが、ふるさと納税による市民税の減収額は8,366万2,000円となっております。

次に、諸収入の広告収入でございます。

こちらは、広告収入につきましては223万5,300円でございます。

最後に、3点目の市債の関係でございます。

こちらにつきましては、借入利率の相違は、事業により借入金額や借入日が異なるためでございます。利息の差額につきましては約76万円となります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、11番・原裕司議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、認定第1号：令和3年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、1項目のみ御質問をさせていただきます。

実績報告書の71ページ、ファミリー・サポート・センター事業についてであります。

会員数の内訳が書かれておまして、依頼会員と提供会員という2つに分かれるわけなんです。依頼会員の利用実績で、年齢、学年、地域別あるいは学区別などについてお伺いしたいと思います。

また、提供会員の年齢構成、お世話するという形の年齢構成と地域についても、また市外の方もおられたら、そちらのほうもお願いをしたいと思います。

続いて、会員の情報ですね。名前であるとか、年齢であるとか、連絡先、こういった個人情報に関係になりますが、どこでどのように管理されているか。当然市のほうも把握されておられるならば、市のほうはどのような形で管理されているか、委託先についてはどのような管理をされているか、お答えいただきたいと思います。

それともう一つ、この個人情報について、当然委託契約の中でどのように記載されているのか、お願いをしたいと思います。

それと当然事業活動を行われるわけなんです。この実績報告と年次報告なのか月次報告なのかちょっと分かりませんが、その報告についてはどのようになされているか、お答えをお願いしたいと思います。

以上、再質は後からします。お願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

それでは、御答弁させていただきますが、提供会員でよろしかったでしょうか。

それでは、依頼会員と提供会員について御答弁させていただきます。

令和3年度の依頼会員は、利用実績のある人数といたしまして、保護者32人、その児童48人の利用がありました。

児童の内訳では、令和3年度末現在の年齢別で、ゼロ歳3人、1歳3人、2歳6人、3歳9人、4歳4人、5歳5人、6歳4人、7歳3人、8歳2人、9歳1人、10歳2人、11歳4人、12歳1人となります。

学年別では、乳児3人、幼児32人、小学生13人となります。

保護者の内訳は、年齢別では20代以下3人、30代14人、40代12人、50代2人、80代1人、地域別では、佐屋地域13人、立田地域2人、八開地域1人、佐織地域16人となります。

学区別では、佐屋小学校区6人、佐屋西小学校区1人、市江小学校区2人、永和小学校区4人、立田南部小学校区1人、立田北部小学校区1人、開治小学校区1人、八輪小学校区ゼロ人、勝幡小学校区3人、草平小学校区5人、北河田小学校区4人、西川端小学校区4人となります。

提供会員の登録内訳ですが、30代5人、40代30人、50代57人、60代36人、70代44人、80代以

上7人となります。

地域別では、佐屋地域54人、立田地域17人、八開地域7人、佐織地域52人、市外49人となります。

次に、会員の情報の把握についてですが、会員の情報は委託先で鍵のかかる書庫に台帳等を保管し、適切に管理しています。また、市は委託先の会員情報の管理方法について確認をしています。

次に、契約書に記載されている部分ですが、契約書第23条に、受注者は受託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけないと記載しています。

次に、毎年度の事業活動の成果と報告についてです。

月ごとに報告書により報告を受けています。

交流会を開催することで、ファミリー・サポート・センターの利用の不安を解消し、会員同士理解を深めることができたこと、またコロナ禍の中、医療アドバイザーから指導を受け、苦勞しながら実施できたことなどがあります。

また、年度終了後には、当該年度の年間実績や決算書の報告を受けています。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

ありがとうございました。

結構高齢の方まで登録して、幅広い方々が支援されているということで理解しました。

再質問は、個人情報の関係で特に書類等を作成する場合、パソコン等のOA機器を使って管理されるというようなことがどこの職場でも多くなってきて、当然台帳管理というのは鍵のかかる場所なんですけれども、こうしたパソコン等を利用しますと、どうしても誰も見られるような状況になってきますし、またネット回線につないでおりますと、ハッカー等の問題があって、今大変危険な状況になっておるといようなことも上げられております。こういったネット回線、ハブ等を使って共有した情報管理というようものが行われている場合もございますので、その辺のまず管理状況がどのようになっているか、確認の意味でお願いをしたいというのと、それとあと保管管理、よく利用者の情報は何年間保管していくんだというようことが定められておるかと思いますが、この保管年数、そして当然利用が終了した後、その保管についても、どのような形で保管されるのか、廃棄されるのか、その辺はちょっと確認の意味で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

まずパソコン管理についてですが、ファミリー・サポート・センター事業所のパソコンには、会員の宛名情報等が管理されています。パソコンはインターネットなどの外部には接続しておらず、セキュリティソフトにより安全対策が行われています。パスワードについては、定期的に変更され、取り扱う担当者の人数も制限されております。

次に、情報の保管方法についてです。

市、委託先ともに過去5年分を保管しています。保存期間の経過後は、適切に文書廃棄を行

っています。委託先におきましても、シュレッダーで細断して処理しています。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

認定第1号：令和3年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

まず実績報告書の103ページ、道の駅の管理事業について質問です。

道の駅も指定管理者制度によって管理・運営が行われていますけれども、指定管理料は幾らでしょうか、お尋ねいたします。

次に、実績報告書の129ページ、特別非常勤講師配置事業についてお尋ねします。

非常勤講師が配置されているまず基準をお尋ねします。また、一般財源で配置する理由と根拠及び配置の基準についてもお尋ねいたします。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、道の駅の指定管理料ということで御答弁いたします。

道の駅は指定管理者により管理・運営をしておりますが、指定管理料につきましてはお支払いをしておりません。また、指定管理者からは、売上げの1%、上限300万円を納めていただいております。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、非常勤講師配置事業について御答弁申し上げます。

まず基準でございますが、愛西市公立学校非常勤講師設置要綱に基づき全小・中学校に非常勤講師を配置しております。

次に、2点目でございます。

一般財源で配置する理由等でございますが、愛西市での雇用による非常勤講師の任用・配置を行い、円滑な学校運営の支援をするものでございます。

配置に関しては、学級数や各学校の実情を考慮した上で、指導主事が配当時間を配分しておる状況でございます。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

では、再質問させていただきます。

まず道の駅の管理事業についてですが、今指定管理者から300万納めていたという、愛西市への収入があるということが分かりましたけれども、愛西市の収入がある指定管理者はほかにあるのかどうかお尋ねいたします。また、ある場合はどこの指定管理者か、また金額についても併せてお尋ねいたします。

続きまして、特別非常勤講師配置事業について。

なぜ佐屋中学校と八開中学校が3名の配置となっているのかお尋ねいたします。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

ほかに愛西市へ収入がある指定管理者、金額について御答弁させていただきます。

協定により、市に対し収入の一部を納付することになっている指定管理者は、愛西市文化会館の指定管理者であるホームックス株式会社とスポーツ施設の指定管理者である株式会社技研サービスの2社でございます。

令和3年度のそれぞれの金額については、愛西市文化会館が14万3,836円、スポーツ施設は市への納付額はありませんでした。以上でございます。

○教育部長（三輪進一郎君）

なぜ佐屋中と八開中が3名かという御質問でございますが、各小・中学校へは非常勤講師を人数で配置するのではなく配当時間の範囲内で必要に応じた非常勤講師の配置をしております。

佐屋中学校につきましては、学校規模が大きく、生徒数、クラス数が多いことでございます。八開中学校につきましては、専科教員の配置の状況により複数の講師により対応したため、それぞれ3名の配置となっております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、認定第1号：令和3年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問をいたします。

まず実績報告書の10ページに市税不納欠損理由一覧表ということで3,300万円、合計書かれておりますが、前年から2倍以上になっているんですけれども、その2倍以上になった理由、特に税目別に分かれば教えてください。

続いて、12ページの中段、11款地方交付税についてですが、この地方交付税についても前年からすると4億円ほど増えています。その理由は基準財政需要額が増えていることと基準財政需要額が減っていることということになりますが、この基準財政需要額についての増額の理由をお伺いします。

また、普通交付税については、合併特例によって減額がされるという中で、かなり緊縮の財政を取ってきたところもありますが、今後の交付税の予測をもししているのであれば、分かれば教えてください。

また、同じ段の特別交付税については約2,000万円の増額がされておりますが、この2,000万円の増額の理由を教えてください。

続いて、1ページめくっていただいて13ページですが、15款国庫支出金の中にある3段目、国庫補助金、総務費国庫補助金4億円の中にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について確認をいたしますが、総額と新型コロナウイルス感染症対策の事業の内容、また市が負担した分についてどのくらい支出されているのか、またコロナ対策事業と市の負担割合について教えてください。

続いて、実績報告書の46ページですが、商工業者事業継続支援事業が令和3年度行われ、5万円、10万円の補助金が出されたわけですが、この中で申請をしたけれども、その支給がされなかった件数、またその申請をして、不支給にした理由について確認をさせていただきます。

続いて、実績報告書の57ページです。

在宅障害者扶助料支給事業ですが、前年に対し500万ほど減ってはいますが、この減っている理由については、65歳以上の対象者を支給しなくなったため減っているという認識でいいのか、それについて詳細をお伺いします。

続いて、69ページの家族介護用品給付事業については、執行率44.8%と大幅に執行がされていない状況がありますが、この執行率について併せて、500万ほど減りましたけれども、減った理由、また執行率が44%ということですが、利用者の拡大のための方法を何か取ったのではないかと思われるんですが、利用者の拡大のためにどのような努力をされたのか教えてください。

続いて、86ページのごみ処理事業についてですが、このごみ処理事業では、委託料の中で大体ごみの排出実績ということで増えたり減ったりということで書かれておりますが、ごみが減量している理由についてどのような分析をされているのか、結果を見てどのように考えているのか教えてください。

また、次のページ、87、88ページには、補助金としてコンポスト及び生ごみ処理機購入補助金として、コンポストが従来からすると31基ということが多くなっているんですが、このコンポストの増加の理由についてお伺いします。

また、88ページの資源ごみ回収推進補助金においては、登録団体がこの3年間でかなり半分近く減っているということについては非常にリサイクルということを考えて状況は弱くなっているのかなと思います。この補助団体が減っている理由についてお伺いします。

続いて、実績報告書の111ページです。

8款土木費の土木管理費の中で、道路台帳更新事業というのがあります。これは道路台帳を更新していく中で毎年行われていますが、毎年聞いていますが、基準財政需要額といって地方交付税の基となる費用が、この登録によって変わってくるというふうに思いますが、今回はこの基準財政需要額はどの程度変わったのか、その影響額についてお伺いをします。

ちょっと決算書を御覧いただきたいんですが、決算書の114ページ、8款2項2目の道路新設改良費についてお伺いします。

113ページ、114ページの道路新設改良費ですが、ここで繰越明許として58万1,000円ということで繰り越された内容があります。

繰越明許については、新たな令和4年の決算でも審査は出てきませんので、この58万1,000円についての内容と今回するのか、令和4年度で行ったのか、その内容についてお伺いします。

決算書をせっかく出していただいたので、決算報告書の252ページには、決算の調べとして、愛西市の財産に関する調書というのがあります。

252ページの財産に関する調書の公有財産、土地及び建物について増減が書かれておりますので、その増減の内容の詳細をお伺いします。

続いて、実績報告書に戻っていただいて、118ページ、都市計画ですが、佐屋駅周辺整備事業についてお伺いします。

令和3年度では、2年度では600万円、3年度では100万円ということですが、令和3年度でどこまで進んだのか、どのような状況まで進んでいるのか確認をさせていただきます。

続いて、実績報告書の132、135の10款教育費の小学校G I G Aスクール事業についての質問であります。

小学校と中学校合わせて、132ページ、135ページに小学校、中学校それぞれありますが、具体的にどのような事業をされたのか、また家庭への持ち帰りというものは行ったのか、また校内事業等については行われたのか、そのことについて実際にどのようなことが行われたのか、確認をお願いします。以上、お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず私からは、1点目の不納欠損の増加した税目について御答弁させていただきます。

市民税、固定資産税、軽自動車税ともに執行停止中のものが時効を迎えたことによることが主な理由となっております。

続きまして、地方交付税の関係で、需要額の増額の理由と今後の予測でございます。

需要額の主な増額要因は、新設されました地域デジタル社会推進費や追加交付分によるものです。なお、普通交付税の今後の予測は未定でございます。

続きまして、3番目の特別交付税の増額理由でございます。

こちらは、特別交付税の主な対象経費は自治体行政のスマート化対応に係る経費や原油価格高騰対策に係る経費等があります。なお、項目別の算出額は示されておりません。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

新型コロナ対策事業総額と負担割合についてお答えさせていただきます。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業費総額は、4億2,913万7,028円です。財源の内訳としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は3億8,330万2,000円で、事業費全体の89.3%、国県支出金は2,269万8,474円で、事業費全体の5.3%、一般財源は2,313万6,554円で、事業費全体の5.4%となっております。

全事業18事業のうち感染症対策事業は10事業、事業費は3,947万3,073円で、社会教育施設、総合斎苑、コミュニティセンター、支所、保育園、学校等において感染予防対を行いました。

次に、デジタルトランスフォーメーションに係る事業は3事業、事業費は1,180万3,550円で、市役所窓口のキャッシュレス化、スポーツ施設の予約システムの導入や市民課窓口における申請書作成支援システムの導入を行いました。

次に、地域活性化事業者支援に係る事業は2事業、事業費は1億5,624万8,023円で、プレミアム付商品券事業と愛知県の安全・安心宣言施設の登録やあいスタ認証を受けた事業者に対する支援事業を行いました。

次に、生活支援に係る事業は3事業、事業費は2億2,161万2,382円で、小・中学校の給食費の6か月間無償化、新生児子育て応援給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支給を行いました。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、商工業者事業継続支援事業の不支給決定の件数とその理由ということでございます。

不支給決定の件数につきましては17件で、その理由は市税の滞納でございます。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、在宅障害者扶助料の減少した理由でございますが、新規受付に対して喪失届を出す方が多かったため、その要因の一つが対象者の変更も影響していると考えています。

2点目、家族介護用品給付事業の減った理由でございますが、令和3年6月から制度の変更を行い、市民税非課税世帯のみに変更したためでございます。

また、利用者に対する取組でございますが、要介護認定で介護度が4または5の判定を受けた方に対しまして、介護保険証を送付するときに家族介護用品給付事業の案内も同封して周知をしております。以上でございます。

○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、ごみ排出実績の減量理由にお答えします。

ごみ減量の明確な理由は確認できませんが、単籠もり消費による家庭ごみが減量したことも一つの要因と考えています。

次に、コンポストの補助件数の増ですが、コンポストは安価なものもあり、ごみ減量の取組として始めていただけただけのではと考えています。

次に、資源ごみ回収団体の減少理由ですが、新型コロナウイルス感染症により各団体の活動が自粛、縮小されていたのではないかと考えます。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、道路台帳の基準財政需要額への影響額でございます。

こちらは、道路延長等による影響額といたしましては1,121万7,000円となります。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、繰越明許費の関係で御答弁いたします。

この繰越明許費でございますが、測量設計等委託事業の58万1,000円ということで、こちらにつきましては、筆界特定事務業務委託のほうを令和3年7月21日に契約をいたしまして、令和4年12月15日まで延長しております。

引き続きまして、佐屋駅の周辺整備事業、令和3年でどこまで進んだかということでございます。

令和3年度におきましては、関係機関となる名古屋鉄道、愛知県、あと県警に対しまして事前相談を行いまして、基本構想で検討する事項について取りまとめをいたしました。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、GIGAスクール事業について御答弁いたします。

1点目の具体的にどんな事業をしたのかという御質問でございますが、学習等端末につきましては、児童・生徒の考えや意見をクラス内で共有したり、思考の整理や話合いの資料作りな

どで積極的に使用されております。

2点目、家庭への持ち帰りでございますが、学校や学年によって差はございますが、家庭への持ち帰りの機会を設けています。

3つ目、オンライン授業は行ったのかでございますが、学校や学年によって差はありますが、実施しております。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

財産調書の関係でございます。

土地の増加、建物の減少の詳細でございますが、まず土地の増加につきましては、瀏高地区調整池整備事業の用地取得により、普通財産で5,669平米の増でございます。

建物の減少につきましては、行政財産として立田文化財資料倉庫の取壊しなどで247平米の減、また普通財産としては農村環境改善センターの取壊しにより940平米の減となり、全体で1,187平米の減となっております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

ありがとうございます。

では、再質問をいたしますが、市税の欠損については、もう一度確認ですが、執行停止分の5年を過ぎたものについて欠損を上げたということなので、この滞納処分を停止した中で5年を過ぎたものという認識でいいのでしょうか。この滞納処分、例えば地方税法第15条の7第1項第1号、滞納処分をすることができる財産がないときということについては執行停止をされるわけですが、その執行停止をした後、5年間を過ぎたものが順次不納欠損ということで上がっていくという理解でいいのでしょうか。

それで、今回多かったのはなぜかということについてはちょっと分からなかったのですが、昨年は1,300万だったんですが、今回は3,300万で倍以上なので、この多かった理由は、5年に到達したのが多かったからというふうな理解でいいのか、もう一度再度確認いたします。

あと、地方交付税については、需要額が増えた理由については分かりましたが、追加交付があったということは、確かに追加交付があったのは聞いておりますが、この追加交付はなぜ追加交付があったのかというのは知り得ない状況でしょうか。コロナウイルス感染症対策で追加交付があったのか、その辺のことについてひとつ分かれば教えてください。

続いて、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金については非常に内容的にも分かりやすかったのでいいんですけど、この実績報告書46ページの商工業事業継続支援事業については、17件の不支給があったことですが、主には市税滞納だと。苦しいから市税滞納するんであって、そのための支援を行うんだから、それは市としてやっぱり支援をする内容をどうするのかというのは検討されたんだろうかと。例えば申請者と相談をして、分割再度してくれたらやるよとか、そんなような話合いがされた上で17件の不支給なのか、その辺について1点お聞かせください。

あと、在宅障害者扶助料については、申請よりも減ったほうが多かったという話もありましたが、65歳の変更、65歳以上の人を受けないかということなので、これはぜひ元に戻してもら

って、市民の方が安心して暮らせるようにしてもらいべきかと思いますが、この結果によって事業を拡大すべきかどうかということについては、何らかの判断、評価をされたと思いますが、その評価について教えてください。

あと、家族介護用品給付事業についても、対象者が減ったからということもあります。同封して周知をしているということですが、対象者がもともと少ないので、同封だけではなくてやはりケアマネジャー等含めて、そういったことから本人にやはりしっかりと周知をするべきかなというふうに思いますが、同封していること以外にも周知をした方法、利用者拡大のために取り組んだ方法があると思いますが、それについて再度追加分について教えてください。

あと、86ページのごみ処理事業についてのごみ排出実績ですが、去年は在宅が結構あって、令和2年は在宅した人が結構いて、令和4年は在宅した人が減ってきたのかなということでごみ減量なのかなと思ったわけですが、市として、令和3年度でごみ減量に取り組んだことがあれば教えてください。

それから、続いて決算書の114ページの委託料の繰越明許、測量設計等委託料ですが、筆界、土地についての、隣の土地との境界線をするための費用ということだと思いますが、こういった土地を取得するための測量設計というのは、市が負担をするその理由について、通常は土地売買をされれば売買した人の、売った人の負担になったりするんですが、買ったほうの市が負担をする理由について教えてください。

続いて、実績報告書の佐屋駅周辺整備事業ですが、名鉄、県、県警と基本構想をまとめるために必要なことを聞いたということですが、具体的に何を聞いたのか、基本構想にどう反映がされるようなことを確認したのかについて、もう少し具体的に教えていただけませんか。よろしくをお願いします。

あと、GIGAスクール事業についても、家庭への持ち帰りやオンライン授業はやったところもあるしやらなかったところもあるということの回答だと思いますが、行ったところは小学校が多いのか、中学校が多いのか、また行ったことによって何か問題が発生をしているのかなあと、学校によってやったりやらなかったりということがあるといことであれば、何か問題を考えてやらなかったのかということも考えられますが、このやったりやらなかったりということの理由について、教育委員会としてはどう捉えているのか教えてください。

以上、再質問よろしくをお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず1点目の不納欠損の関係でございますが、こちらは執行停止後3年を経過したものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、普通交付税の追加交付の関係でございます。

こちらは年度途中で再算定がございまして、それによる追加交付ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、税の滞納者の方への対応ということでございます。

今回、この交付金の交付要綱を作成させていただいたときには、市税を滞納している方ということで入れさせていただいたところではありますが、今回市税の滞納状況のほうは私のほうで確認させていただいて、あと収納課の職員にも相談して、対応できそうな申請者の方には、相談、面談をして、税金を収めていただいて、支援金を受け取っていただいたというケースもあるということで御報告させていただきます。以上です。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

私からは、在宅障害者扶助料に関しまして答弁をさせていただきます。

今回対象者の変更を行った理由は、在宅障害者扶助料支給開始時と比べて他の福祉サービスが充実したという理由がございますので、現在のところ変更は考えておりません。以上です。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

家族介護用品の同封以外にケアマネを通じて周知をとということですが、研修会等でケアマネにもこの事業の説明はしておりまして、ケアマネを通じて利用者さんのほうにも伝わっております。以上でございます。

○市民協働部長（人見英樹君）

市として、ごみ減量に特別な取組をしたのかという御質問ですが、令和3年度に限って特別な取組はしておりません。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、私から測量のほうのお話でございます。

市が負担するべきものなのかというようなお話でございますが、今回この道につきましては、市のほうで計画しておるものでございます。市のほうが原因ということで、原因者負担の原則で私どものほうで支払いということで考えております。以上です。

あともう一つ、佐屋駅の周辺、具体的にどんな調整を図ったのかということでございます。

名古屋鉄道さんとは1回の会合のほうを持ちまして、そちらでは事業化調査に係る事前の相談のほうを行っております。あと、愛知県に関しましてはトータルで5回、いろんな課と面談をさせていただいた中で、都市計画決定の内容の確認とか、あと駅前広場の整備の案についていろいろと御意見をいただいております。あと、県警のほうでございますが、こちらも2回ほど御相談させていただいた中で、やはり駅前の事業化に係る事前相談をさせていただいております。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

タブレットの家庭への持ち帰りでございますが、問題等は特に発生しておりません。

また、持ち帰りの件数でございますが、月に数回持ち帰るところが、小学校が7校、中学校が3校、年に数回持ち帰る学校が小学校で5校、中学校で3校でございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、9番・角田龍仁議員、どうぞ。

○9番（角田龍仁君）

それでは、私のほうからは認定第1号：令和3年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、5項目ほど質問させていただきます。

まず実績報告、ページ数38ページ、災害対策推進事業の中の移動系防災行政無線設備更新工事はどのようなものかお聞きしたいです。

続いて実績報告、ページ数68ページ、老人クラブ関係事業、その中の老人クラブの会員人数はどのように把握されているのかお尋ねいたします。

続いて実績報告、ページ数77ページ、児童クラブ事業等運営費補助事業の中のどのような補助金があり、どのような算出によって補助金を交付しているのかお尋ねいたします。

続いて、その中でもう一つ、補助対象人数はどのように決めているのか、算出方法をお尋ねいたします。

続いて実績報告、ページ数78ページ、児童館及び子育て支援センター事業の指定管理料はどのように決められているのかお尋ねいたします。順次よろしくお願ひいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、移動系防災行政無線についてお答えをさせていただきます。

無線については、電波法によって、電波強度の制限が規定されております。その許容値の改正に伴い、旧無線機器が使用できなくなるため設備の更新を行ったものです。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、老人クラブの関係でございます。

老人クラブの事務局につきましては、社会福祉協議会が行っております。年度初めの名簿提出時に各単位老人クラブの代表者に確認を行っており、それに基づき補助金の申請がされております。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、児童クラブについて御答弁させていただきます。

児童クラブ事業と運営費補助事業は、児童クラブの受入れ体制を確保するため、民間事業者に補助金を交付するものです。

事業の実施には、愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に沿った運営が必要となります。

補助基準額は、児童1人につき月額1万7,000円に年間延べ人数分を乗じた額を交付します。また、施設等が借家の場合、家賃補助として月額家賃の2分の1に相当する額として、4万3,600円を上限に補助しています。

そのほか、障害を有すると認める児童を受け入れるために、専門的知識等を有する職員を追加して加配する場合に、年額190万円を上限に補助します。

この事業の財源は、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担するものでございます。

続きまして、補助人数はどのように決めているかについてです。

補助対象人数は、月ごとの利用児童数の合計により算出しています。

年度当初に事業者から計画書を受けて、補助金を概算交付しています。その後、年度末に実

績報告書を提出していただき、利用児童数の実績により補助金の精算を行っています。

次に、指定管理料はどのように積算されているのかについてです。

指定管理料は、まず指定管理者の公募時に、あらかじめ市が指定管理料の上限額を設定します。次に、指定管理者の指定を受けようとする事業者は申請書を提出し、その上限額の範囲内で事業提案、プレゼンテーションをしていただきます。その後、審査を経て、最終的に選定された事業者の提案された指定管理料の金額に基づき指定管理料を決めております。以上でございます。

○9番（角田龍仁君）

それでは、再質問、1問だけさせていただきます。

38ページの災害対策推進事業の中の移動系防災行政無線設備更新工事なのですが、今の無線ではということで更新工事されたということなのですが、今後もこういった更新工事は定期的に行うのかをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

今回のように既存の無線機器が使用できなくなるような規格等の変更がない限り、大がかりな更新工事の必要はありません。ただし、経年に伴うバッテリーの消耗時期や機器の劣化時期には更新が必要となります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

認定第1号：令和3年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、大きく12点について質問させていただきます。簡素な質問に極力努めます。よろしくお願いたします。

全て実績報告書のページ数でいきますが、最初に7ページになります。

職員数の状況とありますけれども、男女別の職員数をまず教えてください。それから、市内在住の職員の割合もよろしくお願いたします。

続きまして、ページ数は28ページ、ふるさと応援寄附金事業です。

中村議員からの質問とちょっと似ているかというところも一緒なのかもしれませんが、他の自治体に市民控除額が8,366万2,000円、それを引くと幾らになるのか、金額を教えてください。

続きまして34ページです。

コミュニティ施設管理事業、八開の利用人数が少ないというこの理由をひとつお願いたします。

その次に、36ページ、防犯推進事業です。

この地区別の設置数が分かると思いますけれども、お願いたします。

続きまして38ページ、災害対策推進事業、防災と情報メール配信の登録者数、これが微増なんですけれども、登録に向けた周知や取組は何を行ったのか、お願いたします。

続きまして65ページ、配食サービス事業です。

これは、対象者はおおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者、それと食事を作ることに困りのおおむね65歳以上の高齢者世帯となっていると思われれます。その中、日中独居の方が利用さ

れているのであれば、その利用人数を教えてくださいと思います。

続きまして71ページです。

子ども会補助金、少子化の影響で会員数は減るのは仕方がないのかなというふうには思いますが、団体数も、これは実績報告書では令和元年からですが、平成30年から見ると大きく、平成30年のときには78団体だったので、今、令和3年は61団体とかなり減少しているわけです。理由は幾つか考えられるんですが、市はどのような考え方をしているのかお聞きします。

それから92ページ、健康なまちづくり事業です。

この事業では、運動習慣をつけるための支援事業として活動量計を配付し、運動習慣の定着を図ったということで、参加人数が書かれておりますが、この元年度と比較しても減少しているというところで、減少した理由は何かお尋ねいたします。

それともう一つ、飲食店などと連携したヘルシーメニュー提供事業ということで、愛西野菜メニュー提供店、店舗を巡るスタンプラリーを実施したということですが、このスタンプラリーの参加者数を教えてください。

続きまして115ページ、橋梁維持管理事業です。

橋梁定期点検業務事業費として、これは予算が1,760万円とあって、大きく減額されているんですが、この減額理由をお尋ねいたします。

続きまして118ページです。空家等対策推進事業です。

執行率が15.4%と低かったんですが、この低い理由をお尋ねいたします。

それから11点目に122ページ、非常備消防事業です。

条例に定める報酬額を消防団員に支給しているんですが、この支給方法をお尋ねいたします。

最後に148ページです。

スポーツ推進委員報酬とあります。

この予算のときには幾つか計画が載っていましたが、その中の一つ、中止等がいろいろ計画の中にもあって、令和3年度は中止になっておりますが、海部、西尾張、愛知県、東海4県及び全国の各スポーツ推進委員研修会には、参加したのかしていないのかお尋ねします。以上です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、男女別職員数についてお答えさせていただきます。

令和3年4月1日現在で、男299人、女194人です。

次に、市内在住の職員割合は、令和3年4月1日現在で市内在住の職員数は281人で、割合としては57%です。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、ふるさと応援寄附金について御答弁させていただきます。

令和3年度のふるさと応援寄附金による歳入額は7,283万5,000円で、ふるさと納税を運営す

るための委託料等経費は3,616万5,203円で、差引き3,666万9,797円となります。対して、他市へのふるさと応援に伴う市民税控除額は8,366万2,000円で、差引き4,699万2,203円の減収となりますが、交付税により地方税控除額の75%が交付され、差引き1,575万4,297円の増収となります。以上でございます。

○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、八開地区コミュニティセンターの利用人数が少ない理由についてお答えします。

様々な理由が考えられますが、1回当たりの利用人数が少なかったことが一つの理由だと考えます。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、防犯灯の地区別の設置数についてお答えさせていただきます。

防犯灯設置数の合計は7,576基で、佐屋地区3,638基、立田地区873基、八開地区296基、佐織地区2,769基となります。

続きまして、防災メール情報の登録者数の関係ですが、市広報紙、ホームページ、防災ハンドブックについての出前講座などで市民の方へ積極的な登録をお願いしております。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、配食サービスの関係でございます。

日中独居の方の利用でございますが、令和3年度実績で68人になります。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、子ども会についてです。

子ども会の団体数減少は、子供の人口減少や休日の過ごし方の多様化、子ども会活動での保護者の負担感などが影響しているものと考えております。

団体数が減少しておりますが、役員などの意見を踏まえながら、引き続き子ども会活動の推進を図っていききたいと考えています。

続きまして、健康なまちづくり事業についてです。

参加人数の減少の理由についてです。

新規の参加者が減少した理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により例年実施できておりました市内の事業所への参加を呼びかける訪問が実施できなかったことが大きいのではないかと考えます。

また、継続の参加者が減少した理由といたしましては、活動量計の紛失や故障のほか、直接案内をした際に歩く習慣がついたから、あるいはスマートフォンが活動量計と全く同じ運用で健康づくりに励むことができたからという声を聞いております。

次に、スタンプラリーの参加人数でございます。

スタンプラリーの参加人数は137名です。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、橋梁維持管理事業について、予算と比較して大きく減額されている理由ということでございます。こちらにつきましては、入札残により減額をしております。

続きまして、空家等対策推進事業の執行率の低い理由ということでございます。

主な要因といたしましては、緊急安全措置委託料と危険空き家除却費補助金の執行率が低いことが上げられます。緊急安全措置委託料につきましては、昨年度は緊急安全措置を行うべき事案がございました。また、危険空き家除却費補助金につきましては、特定空き家並みでなければ対象とならないため、問合せ等ありますけれども、補助金の要件に該当しない空き家が多くあるため、当初予算では5件分100万円を計上しておりましたが、実際に交付した件数については20万円となっております。以上でございます。

○消防長（加藤義久君）

私からは、消防団員報酬の支給方法について御答弁させていただきます。

消防団員報酬は、個人指定口座と分団指定口座に振り込んでおります。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、各スポーツ推進委員の研修会への参加状況でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、参加はできませんでした。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

再質問します。お願いします。

まずふるさと応援寄附金のところで、75%が地方交付税で補填されるというところで増になっていますけれども、この補填はいつされるのかお聞きします。

また、具体的に言えば令和3年度のマイナス分をいつ、令和4年度なのか5年度なのかというところで、いつなのか教えてください。

続きまして、防犯推進事業の総数、それから地区別の設置はありがとうございます、分かりました。令和3年度は48基全体でしているんですけども、地区別の要望数に対しての設置数が分かれば教えていただきたいと思えます。

次の再質問ですが、配食サービス事業のところの再質問です。

68名の方が日中独居の方の利用数ですが、340から68を引いた人数の利用者は、全て65歳以上の高齢者という考え方でいいのか確認させてください。

次、子ども会の補助金の理由等を教えていただきましたが、令和3年度に休止している団体数が分かれば教えてください。また、その休止している団体があるならば、61団体の中に入っているのかも確認させてください。

次に、健康のまちづくり事業の再質問です。

コロナの影響で参加が減ったとか理由がありますし、ちょっと自分の再質問とかぶっているものもあるかもしれませんが、事業に対して市はどのように評価をしているのか。また、先ほどの答弁の中でもあったかもしれませんが、参加者からどのような意見があったのか。これは先ほどの次のヘルシーメニュー提供事業についても同じなんですけれども、これの事業評価と参加者からの意見、137名の方が参加されていますけれども、こういう方のどのような意見があ

ったのか、あったかなかったのか、あったらどのような内容か教えてください。

続きまして、非常備消防事業のところの令和3年度は分団と個人という話で支給しているという話ですが、一部は団に入れて、一部は個人の支給というのは、公平性の観点から適切と市は考えているのか、お尋ねします。

また、その分団と個人に分けている理由とその数を教えてください。

それから、令和3年4月に消防団員報酬等の処遇改善の通達が示されていると思いますけれども、これに対しての整合性については、市はどのように考えているのか。

それと、支給に対して消防団、また分団、団員からの意見は何かあるのか。そして、個人のところに直接支給することになった場合は、市としてのメリット・デメリットは何なのかを教えてください。

最後に、スポーツ推進委員報酬の再質問です。

この事業計画の中でほぼ中止になったのかなという先ほどの答弁も含めてなんですけれども、これは令和2年もほぼ全て中止になってきたと思うんですが、何か3年度は工夫して行うとか、そういうような委員からの意見がなかったのか、またそういうような協議をどのぐらいしたのか、中止に至るまで何か意見等があったのかなかったのか、お聞きしたいと思います。以上です。お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まずふるさと応援寄附金の関係ですが、交付税の補填についてでございます。

市民税の控除される年度に交付税を算入されるというものでございます。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

令和3年度の防犯灯の設置要望数と設置数についてお答えをさせていただきます。

要望数が全体で69基、そのうち設置は全体で48基ありました。内訳としまして、佐屋地区、要望数27基に対して設置数17基、立田地区、要望数10基に対して設置数9基、八開地区、要望数7基に対して設置数5基、佐織地区、要望数25基に対して設置数17基です。以上でございます。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

私からのほうからは、配食サービスの日中独居の方以外の65歳以上かということでお答えをいたします。

340人のうち障害者世帯の方が9名、それ以外の方は65歳以上の方でございます。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、子ども会についてです。

まず休止している子ども会は、令和3年度に3団体でございます。

それから、団体数に入っているかというところですが、休止している子ども会は団体数には入っておりません。

次に、健康なまちづくり事業についてです。

事業後に実施したアンケートでは50.5%の方が歩く習慣がついたと回答していることから、半数の方に運動支援につながる効果があったと評価しております。また、25.3%の方が、自分の生活を見直すようになったと回答していることから、4人に1人が生活習慣を改めるきっかけになったのではないかと考えます。

また、スタンプラリーにおいては、56.7%の方が地元野菜への関心を持つきっかけになったと回答していることから、愛西市産の野菜についても多少なりとも知っていただくことができた、またPRすることができたと考えます。

提供店を増やしてほしいという意見も寄せられておりますので、今後も新規店舗の開拓に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○消防長（加藤義久君）

では、再質問について御答弁させていただきます。

まず全ての分団が分団指定口座に振り込んでいるかの件数でございますけれども、全ての分団ではございません。件数ですが、16分団については個人口座、分団口座に分けて支給をしております。

次です。

なぜ分団指定口座と個人口座に振り込むのかということですが、消防団員の活動費、飲食費等について報酬の一部を分団指定口座に振り込みました。こちらにつきましては、全て団員から了承を得て口座に振り込んでおります。

あと、処遇改善についてのメリット・デメリットについてですが、特にそのようなことは団員さんのほうから伺っておりません。御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

令和3年度の感染症拡大防止のための中止につきまして、特に意見等はいただいておりませんでした。以上です。

○消防長（加藤義久君）

申し訳ありません。大変失礼いたしました。

通達に関しては、国・県から通達が来ておりまして、確認はしております。それについて、令和4年度からの対応となっております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

それでは、ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時30分といたします。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

総務部長より発言を求められておりますので、許します。

○総務部長（近藤幸敏君）

私、先ほど馬淵議員の御答弁の中で、市民税控除額を地方税控除額と言い間違えました。正

しくは市民税控除額でございます。おわびして訂正させていただきます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番議員、吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

認定第1号：令和3年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、質問をさせていただきます。

まず最初に、概要書の7ページ、8ページの職員の状況、給与の状況についてお伺いをいたします。

類似団体と比べて、職員数というのは適切なのかどうなのか、その点どのように評価されているのかお伺いをいたします。

それから、今回ここには表れてきておりませんが、中途退職者の推移、原因、聞き取り状況、特徴と傾向等などありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

それから、9ページの市税についてお伺いをいたします。

9ページの市税で、個人住民税がコロナによる減収と評価していらっしゃるようですが、その判断の根拠は何なのか、コロナが原因だとおっしゃるのはどんな根拠でおっしゃるのかお聞かせください。

それから、1人当たりの納税額の推移はどうなっているのか。

それから、特別徴収の人口、総額、1人当たりの納税額の変化は、推移等どうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、固定資産税は世帯数が増えているのになぜ前年度よりも増えていないのか、その根拠についても教えていただきたいと思います。

それから、21ページの基金の状況についてお伺いをいたします。

財政的にコロナ等があって厳しいということはずっと言ってきたわけですが、実際には基金残高というのが増えている状況になっています。それはなぜなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから減債基金の増額についても、なぜ増えているのかお聞かせをいただきたいと思いません。

あと、昨年も聞きましたが、財政調整基金の適正額、それから公共施設基金の適正額とその根拠、理由について教えていただきたいと思います。

23ページの巡回バス運行管理委託事業について、お伺いをいたします。

立田地域での利用人数が令和元年に比べると減っておりますが、その理由についてどのような分析をしていらっしゃるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市有バスの運行管理委託事業についてお伺いをいたします。

令和元年は2台で317回、令和3年は2台で80回と、利用回数がかなり減っております。コロナの原因かもしれませんが、その理由についてお伺いしたいのと、これだけ回数に差が出てきていることに対してどのような評価をしたのかお伺いをしたいと思います。

それから、26ページの職員研修事業についてお伺いをいたします。

今デジタル化などいろんな課題が山積の中、この研修内容の決定方法はどのようにされているのか、それから職員研修負担金で会費を納めていらっしゃると思いますが、こういったところには具体的に何人、どのような研修に行かれたのかお伺いをしたいと思います。

それから、34ページのコミュニティ施設管理事業についてお伺いをいたします。

指定管理施設の老朽化の調査、修理の決定、業者との委託は、誰がどのように判断して行っているのか、長寿命化という視点でどのような体制で行っているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、まちづくり推進費の新婚世帯住居費等支援事業についてお伺いをいたします。

先ほどこれお聞きしましたよね。新築は、具体的にどこが多いのかお聞かせをください。

それから、54ページの障害者相談支援事業、こちらのほうは社会福祉協議会に委託をされていると思いますが、具体的に何年から社会福祉協議会に継続して委託しているのかお聞かせください。

また、何人体制で、専門職等は何人いるのかもお聞かせください。

そして、医療機関等の予約、発達障害等については予約が困難な状況というのは今現在も続いているのか、その点についてお聞かせください。

それから83ページの……、ちょっと私ページ数の記録を間違えてしまいました。発達支援センターについてですけど、何ページでしょうか。メモを、記録を間違えてしまいました。すみません。

発達支援センター設立準備費についてであります。

準備段階でここに行くに当たっての……。

決算書でした。すみません、決算書の83ページの発達支援センター設立準備費でございます。

こちらについては、準備段階でバスなどの足の確保、車に乗れない保護者等もあり、また中高生、大人になってからこのセンターに通う準備ということで、足の確保ということが言われておりましたが、この準備費にはそういったバスの足の確保等が含まれているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、56ページの障害者共同生活援助事業についてお伺いをしたいと思います。

どんな障害の方、どの程度の障害の方が、今グループホームに入ることができるのか。また、重度の方たちの受入れができるグループホームというのはこの愛西市の中にあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

57ページの、これは先ほどあったので飛ばします。

64ページの生活保護事業について、お伺いをいたします。

こちらの生活保護に関しては、愛西市のある出された資料の中でコロナ禍の影響ということが書かれていたわけなんですけれども、コロナの影響で生活保護になった件数はどれぐらいあるのか教えてください。

そして、以前にも質問をいたしました。車の所有・運転は原則認められていないのがこの

生活保護世帯であります。しかし、やむを得ない理由等で所有・日常的に利用する場合は申請や報告が必要かと思いますが、その考えで間違いがないのか、その点について確認したいのと、やはりお仕事に就いたときも申請や報告が必要なのか、手続について確認をさせていただきたいと思います。

それから、この愛西市のホームページと他の自治体のホームページに大きな違いがあって、ほかの自治体には必ず不正受給の情報に対して、こういうことをすると刑法に違反するよとか、そういった注意書きが必ず書いてあるんですけども、この愛西市において不正受給情報に対して調査した件数、それぞれどのような調査をされたのか、またするルールになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

そして、無届けの就労の調査等で、事業者から提出される支払報告書を調査した事例は何件ぐらいあるのか、また警察に相談した件数はどれくらいあるのかお聞かせをください。

また、先ほど言いましたが、原則車の運転は認められないわけですが、子供を育てる上でとか、学校へ送るためとか、いろんな事情で車の運転を許可している事例があればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、66ページの緊急通報システム事業の後に出てくる消防のほうとも関係をいたしますが、この緊急通報システムの契約、今電話を設置していない世帯が多いので、この仕組みではなかなか成果が上がらないということで質問したことがございますが、契約が残っているから新しいものに変えられないんだと、そんな答弁もございました。この緊急通報システムの契約期間はいつまでであるのか、仮に途中で解約すると幾らかかるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、民生費、児童福祉費、児童措置費、そして民生費、児童福祉費、児童館費において、コロナにより保育士・児童クラブの支援員不足に対してどのような措置を取ったのか。コロナ感染、そして濃厚接触者になって、そういった職員不足がほとんどの場所で発生してきていると思いますが、市としてどのような支援対策を取ったのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、概要書の73ページの保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助事業についてです。

これは、保育園や幼稚園だけではなくて、児童館や児童クラブの支援員等も対象でなかったのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

83ページの総合斎苑施設等管理事業についてお伺いをいたします。

こちら、ほかの自治体の議員に情報等いただいたんですが、残骨に残る有価物、金とかいろんな有価物が残るわけですが、それがきちんと報告を受けて財政上処理しているんだという事例を聞いておりますが、愛西市についてはどのような措置をしているのかお伺いをいたします。

86ページのごみ処理事業です。

プラごみ等は、中国とかいろんなところに輸出をして処理をする事例がかなり多かったわけですが、コロナでこういった輸出ができなくなって、その影響があったのかどうかお聞かせを

いただきたいと思ひます。

88ページ、最終処分場適合化事業について伺ひます。

この雀ヶ森の最終処分場でございますが、調査するようになって何年になるのか、どこのどんな物質がオーバーしてなかなか廃止届が出せないのか、その点について確認をしたいのと、こういった産業廃棄物処理施設で言うならば管理型処分場が終了届を出して廃止確認届が出せるようになるまでおおむね何年かかるのか、その点についてお伺ひをしたいと思います。

98ページの地域し尿処理施設維持管理事業についてお伺ひいたします。

こちらのほうは、コミプラのほうに指定管理として管理を任せておりますが、水質検査が契約をしておきながら実施されなかったことがあると聞いております。詳細、どのような状況だったのか、それに対してどのような措置、処分を取ったのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

118ページの空家等対策推進事業について、お伺ひをいたします。

危険な空き家対策をしているということは、答弁で理解をいたしました。しかし、危険な空き家以外でやはり空き家予備軍への対策というのが重要な役割でございますが、その点についてどのようなことをしてきたのかお伺ひをいたします。

それから、132ページのGIGAスクールの関係で、先ほども質問が出てきておりますが、進行状況と課題、コロナ等の感染が広がった場合、在宅で授業が受けられるような状況にまで至っているのか、その点について確認をさせていただきたいと思ひます。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、類似団体と比べ職員数についてお答えさせていただきます。

単純に比較することは難しいですが、総務省が公表している類似団体の職員数と比較すると全国平均に比べて職員数は少ない状況であります。

次に、中途退職者の数についてです。

年度の途中に退職した職員数は、令和元年度3人、令和2年度3人、令和3年度5人です。

退職の理由について、聞き取りの中では自身が他の仕事に就きたいケースや、自身の体調の問題、家庭の都合等を理由に退職といった結論を出している聞き取りを行っております。また、それぞれの事情になりますので、特徴、傾向といったものはないと考えております。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、個人住民税のコロナによる減収の評価、その判断根拠についてでございます。

個人市民税の減収につきましては、直近3年間における個人市民税所得割の収入済額の推移により、新型コロナウイルス感染症の影響と判断させていただいております。

具体的な数値といたしまして、令和元年度は前年比プラス4.3%のところ、令和2年度には前年比マイナス4.5%、令和3年度は前年比マイナス3.1%となっております。

続きまして、1人当たりの納税額の推移でございますが、直近3年間として令和元年度は10万3,000円、令和2年度は9万9,000円、令和3年度は9万6,000円と減少傾向となっております。

す。

次に、特別徴収の納税額の変化につきましては、直近の3年間の個人市民税のうち特別徴収対象者の納税義務者数、収入済額、1人当たりの納税額でお答えをさせていただきます。

令和元年度は納税義務者数2万2,836人、収入済額25億4,981万7,000円、1人当たりの納税額は11万2,000円、令和2年度は納税義務者数2万3,256人、収入済額26億830万8,000円です。1人当たりの納税額としては11万2,000円。令和3年度は、納税義務者数2万3,463人、収入済額25億3,871万4,000円、1人当たりの納税額は10万8,000円となります。

続きまして、固定資産税の関係でございますが、世帯数が増えているのに増えていない理由でございますが、納税義務者の増加は税収の増加につながる一因ではございますが、令和3年度の固定資産税全体の収入額としては、新型コロナウイルス感染症関連の特例等による減免や、土地の評価替えの影響により減少となりました。

続きまして、基金の状況でございます。

基金利子の積立て及び決算見込みにより、事業費の減額による剰余金及び普通交付税の追加交付額の積立てをしたためでございます。

次に、減債基金の増額の理由でございますが、利子の積立てによるものでございます。

続きまして、財政調整基金の適正額と公共事業整備基金の関係でございますが、こちらは基金の適正水準に確たる基準はございませんが、財政調整基金は大規模災害時の復旧経費等を鑑み約70億円、公共事業整備基金は施設の更新費用、老朽化対策に対応するため110億円ほどを目標額としております。

続きまして、巡回バスの関係でございます。

立田地区の関係でございますが、令和2年4月から巡回バス運行検討委員会の提言を受けまして、バス停留所を5か所増設するとともにルートの見直しを行った上で運行をいたしております。今後も、巡回バス運行検討委員会において巡回バスの円滑な運行や利用者の利便性の向上などを図りたいと考えております。

続きまして、市有バスの関係でございます。

こちらは、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が激減した中、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつも、老人クラブや婦人会、社会福祉ボランティア団体などのほか、学校行事による利用が増加したものと考えております。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

職員の研修内容決定方法について、お答えをさせていただきます。

人材育成基本方針に沿って、毎年度研修計画を策定し、基本的には計画に沿って実施しておりますが、社会情勢の変化等により効果的な研修を実施することもございます。

研修内容、参加人数につきましては、階層別に実施する階層別研修に69人、専門的な知識向上のため自治大学校に1人、市町村・国際文化アカデミーに2人、その他部局研修として防災や税に関する研修などに23人が参加をしております。以上です。

○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、コミュニティ施設の老朽化の調査、修理決定、業者との委託はどうなっているかとの御質問です。

施設の状況調査としまして、年2回、市の担当者が施設点検を実施し、また指定管理者から施設の損傷や設備の故障等の報告があった場合は指定管理者とともに施設の状況を確認しています。

修繕の実施については、危険性、緊急性及び費用を精査して協議の上決定し、業者に依頼しています。軽微な修繕は、指定管理者が直接業者に依頼しています。

続きまして、新婚世帯住居費支援事業の新築の件数の状況です。

佐屋地区が12件、佐織地区が10件、立田地区が3件、八開地区が1件です。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、まず障害者相談支援事業の関係でございます。

社会福祉協議会には、平成18年から委託しております。

体制は4人体制で、全員が障害者の相談支援専門員でございます。

医療機関の予約困難状況でございますが、予約が取りづらいという声は聞いてはおります。

続きまして、支援センターの足の件でございますが、足の確保に関する準備費については含まれておりません。

続きまして、障害者共同生活援助事業費の関係でございます。

利用しているのは、身体障害、知的障害、精神障害、難病のある方で、1人での生活が難しい方や施設や病院から退所された方などでございます。

重度につきましては、3月の利用者32人中、障害支援区分4以上の重度の方が16人、3以下の方が16人となっております。

続きまして、生活保護の関係でございます。

コロナの関係での影響でございますが、令和3年度の新規の保護開始は31件であり、そのうちコロナの影響と思われる件数はケースとしては1件でございます。

続きまして、車の所有の申請や申告の関係でございますが、日常的に利用するための車の所有は認めておりません。車に限らず、被保護者につきましては全ての資産、収入、生計の状況、世帯の構成等について正確に申告するとともに、内容に変動があった場合は速やかに届け出る義務があります。これは、仕事に就いたときももちろんでございますが、就職はもちろんのこと、今得ている収入が増えたり減ったり、臨時の収入があった場合についても届け出る義務がございます。

また、不正受給情報について調査した件数でございますが、無届け就労の情報の有無にかかわらず、毎年全ての受給者に対して課税情報を基にした所得調査を行っております。

続きまして、事業主から提出される支払報告書の調査の事例等でございますが、毎年全ての受給者に対して課税情報を基にした所得調査を行っており、それらの課税情報には事業主からの給与収入報告書も含まれております。

調査の結果、未申告の収入が発覚した場合には、法律に基づいて保護費の返還に応じってもらうなどの対応をしております。警察に相談した事例はございません。

市で車の運転を許可している事例につきましては、現在愛西市での車の運転を許可している事例はございません。以上でございます。

○消防長（加藤義久君）

私からは、緊急通報システムの契約期間はいつまでか、途中解約すると幾らかかるについて御答弁させていただきます。

まず、契約期間は令和5年11月30日です。

次に、途中解約したら幾らかかるのかですが、令和3年度末で解約の場合、97万6,800円です。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、児童クラブについて御答弁させていただきます。

まず、支援員不足について市としてどのような措置を取ったのか。

市で必要なアドバイスを適宜行う、各保育園、認定こども園、児童クラブ等において臨機応変に職員配置をするなどして対応できておりました。

続きまして、児童クラブ支援員も対象ではなかったかというところですが、児童館、子育て支援センターの職員は対象となっておらず、児童クラブの職員が対象となっております。児童クラブに関する処遇改善臨時特例事業分は、児童クラブ事業等運営費補助事業、児童館及び子育て支援センター事業にて計上し、対応しております。以上でございます。

○市民協働部長（人見英樹君）

まず、私からは残骨に含まれる有価物についての報告を受けているかと、その財政上処理のことについてお答えします。

有価物についての報告は受けておりません。有価物も含め、残骨処理業者に処分委託をしています。

次に、コロナによるプラごみなどの輸出ができなくなったその影響はどの御質問ですが、愛西市で回収するプラごみは八穂クリーンセンターに搬入し、焼却処分を行っています。また、ペットボトル、白色トレイについてはリサイクル業者に売払いをしており、影響はないと考えます。

続きまして、最終処分場の水質調査の関係です。

この調査ですが、何年になるのかですが、3年6か月経過しました。

次に、どんな物質がオーバーしているかです。

浸出水の窒素含有量で、基準値を超えるときがございます。

もう一つ続いて、管理型の処分場の完了届が出せるようになるまでの年数との御質問です。

廃止届を出せるようになるには、水質が2年間にわたり廃止基準値以下でなければなりません。以上です。

○上下水道部長（山田英穂君）

私のほうからは、地域し尿処理施設維持管理の水質検査が契約どおりに実施されなかった詳細と、どのような措置を取ったかについてでございます。

管理会社から報告があり、令和2年度、3年度中の維持管理を複数回行っていないことが判明いたしました。ただし、水質検査につきましては実施されておりました。その後、管理会社から各指定管理者へ謝罪をし、再発防止策といたしまして業務管理体制の見直し、社員の職業倫理教育を行うことを報告しております。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、空家等対策推進事業の中で危険な空き家対策以外での取組で成果が得られたことは何かということでございます。

現在、空き家対策の手法の一つとして、空き家にさせない取組を実施しております。この取組の中で成果が得られたことといたしまして、高齢福祉課との連携によるものがございます。空き家となる住宅の傾向といたしまして、高齢者世帯等のものが多くあり、高齢者の方々と直接関わっている高齢福祉課の協力により啓発活動を行う取組となっております。引き続き、各課で連携して空き家対策を推進してまいります。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、GIGAスクール事業について御答弁いたします。

多くの授業で日常的にタブレットが使用されており、また学校の先生方による情報交換の場を定期的に設け、授業での活用方法、課題や対応策などを検討するとともに、情報共有と能力向上を図っています。

課題といたしましては、校内における通信速度や通信容量、通信範囲の強化などが上げられます。

在宅授業に関しましては、複数の学校で実施されております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問のほうをさせていただきたいと思います。

最初に、職員の人数の関係でございますが、この類似団体と比べて職員は少ないんだということでございますが、その点、3年度が終わってやはり職員数を増やすべきだとか、評価をどのようにされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、愛西市においては技術職が大変少ない状況かと思いますが、その辺についてもどのような評価をされているのかお聞かせください。

それから、次に中途退職者の人数、ちょっと令和3年度5人ということで増えて、今答弁の中で個人的な問題なので踏み込んで聞き取ることはちょっと控えるべきというような趣旨の御答弁があったわけなんです、やはりここの中に隠れたハラスメント等があるならば、やはりそういったものは廃絶していかなければならない、やはり大切な職員を守るために、退職者をこれ以上増やさないためにも丁寧な聞き取りをしていかなければならないと考えておりますが、その点についてはどのような努力をされているのか、再度お伺いをしたいと思います。

それから、あと市民税、個人住民税の関係でございます。

コロナによる減収ということで御答弁があるわけなんです、先ほどから特別徴収の人口等も見たりとかしておりますが、本当にコロナだけの失業なんだろうか、コロナの支援の人数、それから生活保護の人数、そういったものを比べて、コロナだけで判断してよいのかということでございますが、高齢者世帯が以前一般質問でも取り上げましたが、急激に増えている状況で、パート等に行っている方もいらっしゃるわけですが、そういった部分での市税の減収ではないか、高齢者の退職も増えているわけで、そういったことの強化についてはどのようにされたのかお伺いをしたいと思います。

次に、あと21ページの基金についてです。

財政調整基金とか、公共施設の基金等について適正な金額はということで、これはいろんなところに愛西市も御報告をされているようですが、この財政調整基金について先ほど大規模な災害に備えてということもおっしゃいました。じゃあ、この70億の適正金額のうち大災害に備えての金額は幾らというふうで見込んでいらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

それから、23ページの市有バス運転管理委託事業についてでございます。

コロナの影響で、運行日数、回数が随分減ったわけなんです、こういった運転手さんのお休みというのが増えたと思うんですが、支払った委託金が適正に運転手の方々に支払われたのか、その点についてどのようなチェック体制を取られたのかお伺いをしたいと思います。

それから、26ページの職員研修についてです。

先ほど、この職員研修の内容決定方法について、その時期その時期の変化により内容を決めていくということでございましたが、令和3年度についてはどのような変化に対して通常の人材育成基本計画以外のものを実施されたのか。私はいろんな部署に行き、コンピューターのデータ入力も無駄なデータ入力とか、これはなぜ必要なかといろいろ思うこともあるわけで、こういった今大切なコンピューター管理等についての研修というのは本当に全職員にしなければいけないなと思っているんですが、そのときの変化により決めた、特別に計画にないものを決めた、今大切だから決めたというものは具体的に何なのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

それから、34ページのコミュニティ施設の管理事業についてです。

市の担当者と指定管理の方々と決めていくということでございますが、午前中にも質問をいたしました、なかなか市の担当で技術職でもなく、それが本当に必要な工事なのか見極めというところで、このコミュニティセンターについてはどのような体制で必要か、必要でないか、どの程度まですべきなのか、そういった決定はどのようにされているのか、協議はどのようにされているのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

また、市が合併した直後には市直属の長寿命化に向けての担当部署が総務のところにはできたと思うんですが、今現在もそういった部署というのは機能しているのか、全ての公共施設を見回りながら判断できるような状況になっているのかもお聞かせをいただきたいと思いません。

あと、決算書の83ページの児童発達支援センターの設立準備金の中で、発達支援センターま

での足の確保のところの準備は含まれていないということでしたが、昨年度この件については取組がされなかったのか、また積み残しの状況で残っているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、56ページの共同生活援助事業についてでございます。グループホームでございます。

グループホームから、やはり1人で自立して生活していける子はそうならなければならない、国のほうからもいろんな通知が出ているわけですが、こういったグループホームからの次のステップの自立支援はどのような体制になっているのかお聞かせをお願いいたします。

あと、64ページの生活保護の関係でございます。

毎年、支払報告書等をチェックしているんだということでございますが、この支払報告書に虚偽があったりとか、駐車場を分かっているながら貸してしまったりとかしている場合、そういった事業者とか貸した人に対して刑法とかに触れてくるのか、その辺大変御迷惑もかかっているわけなんです、その点について御説明をいただきたい。

そして、本来は給付に積極的に取り組んでいただいて、こういった事例をチェックする体制というのはあまり強化はしたくないわけなんです、市には以前元警察のOBがいて、生活保護の不正受給についてはそういった元警察のOBが入りながら調査していったりとか、相談体制がほかの自治体ではできているんですが、愛西市の場合、今元警察OBというのは今もいらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

あと、66ページの緊急通報システムについてです。

今解約すると97万6,800円だというお話が出ました。高齢者世帯が増え、独り暮らしが増え、大変な孤独死の危険を感じている方がかなり、今世帯の3割ぐらいを高齢者世帯が占めているわけなので、そういったことを考えた場合、解約してでも高齢者を救うべきかの議論は消防署そして高齢福祉課のほうとされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

あと、決算書のほうの民生費の児童館費、児童措置費の関係で、先ほど児童クラブ・保育士等の職員不足について質問して、アドバイスをしてきたんだというお話がされました。直営のところとかは、市の職員で保育士の資格を持っている人が行ったりとか、佐屋の児童クラブにもそういった形で今までも市の職員が出かけたりをしていたわけですが、民設のところは頑張って民間のほう乗り越えたのか、それとも何らかの派遣をしましょうかという具体的な話をされたのか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、83ページの残骨についてですが、これはなぜ報告をしてもらっていないのか、処分費以上にこの有価物がかなりの金額になっている自治体もあるようですが、その点についてなぜそのようなことがされていないのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、88ページの最終処分場でございます。

窒素ということで、周りの田畑の肥料等で容易にこの窒素等は変化してくるわけですがけれども、前はヒ素だったんですが、何が原因で窒素がオーバーしているのか、どの位置でこの窒素がオーバーしているのか、本当に最終処分場が原因なのか、その辺についてどう評価している

のかお聞かせいただきたいです。

それから、1回目のこういった管理型処分場の終了から廃止までのおおむねの期間、大体3年ぐらい見れば大丈夫だよとか、5年ぐらい見れば大体が平均的に廃止ができる状況になるかとか、その平均的な年数をお伺いいたしましたので、その点についてお伺いをしたいと思いません。

それから、98ページの地域し尿処理施設で水質検査の業者が契約どおりに訪問して措置をしなかったということですが、水質調査はされていたという今答弁がありました。排水基準があるはずなので、水質調査をしていなかったならば大変問題であります。今回のこの令和2年、令和3年の契約どおりに実施しなかったことに対して、下水道処理施設における法令違反に当たるのか当たらないのか、その点について確認をさせていただきたいと思いません。以上です。

○人事課長（青木万亀雄君）

それでは、失礼いたします。職員の数の関係でございます。

全国的に比べまして職員数が少ないという認識ではございます。評価といたしましては、現在、定員管理契約も制定させていただいている状況でございますので、そういったものを見ながら職員採用には心がけていきたいと考えております。

続きまして、中途退職者の関係でございます。

こちらのほう、それぞれの事情があるだろうということで御答弁させていただきましたが、職員の常日頃の健康管理、そういったところも見ながら、ストレスの対応も含めまして実施していきたいと考えております。以上でございます。

すみません、技術者の関係について御答弁が漏れておりましたので、技術者の方につきましては職員の採用の募集はさせていただいておる状況でございますが、採用に至っていないという状況でございますので御理解のほうよろしくお願いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、私のほうからは特別徴収の高齢者の世帯の方の減収の関係が把握をしているかということでございますけれども、コロナの影響で高齢者の方のみのどのくらいの影響をしているかということについては、申し訳ありませんが把握をいたしておりません。

続きまして、こちらの基金の関係で財政調整基金の災害への復旧費の金額の関係でございます。

こちらは、大規模災害での関係では、過去に対応しました類似団体の復旧費を鑑みまして約40億円といたしております。

続きまして、市有バスの運転手さんへの給与の関係の把握でございますが、こちらは市といたしまして市有バスの運行は委託事業として行っておりますので、委託事業者のほうから適正に支払われているものと考えております。以上でございます。

○人事課長（青木万亀雄君）

それでは、失礼いたします。研修の関係で御答弁させていただきます。

人材育成基本方針に基づきまして、研修計画のほう策定させていただいておる状況でござい

ます。近年の社会情勢ということでは、SDGsでありますとかDX、こういった研修に実施させていただいておるという状況でございます。

参加していただいている人数でございますが、DXについては21人、SDGsの研修につきましては30名が参加させていただいておる状況でございます。以上でございます。

○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、コミュニティ施設の関係でお答えいたします。

市民協働課の職員だけでは判断ができかねる修繕につきましては、都市計画課の職員に専門的な資格を持った職員もおりますので、そちらに立ち会っていただいて現場を確認します。当然また業者のほうでも場合によっては立会いもしていただき、判断をしております。以上です。

○発達支援センター長（伊藤 恒君）

私のほうからは、発達支援センターの足の確保のことについて御答弁させていただきます。

昨年12月議会におきましても、議員のほうからお話がありました。こういったことを検討していないという取り残しではなく、当然検討してきております。巡回バスや通園バス、そういったことは考えられますが、まだ具体的なところまで検討には至っておりませんが、引き続き検討していきたいと思っております。以上です。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

私からは、まず1点、障害者共同生活援助事業の自立先に関してでございますが、グループホームに入られている方の中でも、そこがつの住みかとなってみえる方もお見えになりますし、その先を目指される方もおりますので、一概に自立支援とは言えませんが、自己実現に向けて相談支援事業所等と協議を支援をしていきます。

2番目に、生活保護の受給者の方が自分の借りてみえる土地等で駐車場に貸す状況というお話でありましたが、それが現段階で刑法に関わるかどうかは判断いたしかねますので、よろしくをお願いします。

また、3番目の警察OBの方が市に見えるのかという内容であります。危機管理課に市のOB方がお見えになりますので必要に応じて相談をさせていただいております。以上です。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

私のほうからは、緊急通報システムの関係ですが、消防署と高齢福祉課とで検討を進めておりまして、新たなるシステム導入に向け検討を始めているところですが、開始時期等も含めまして現在のところは未定でございます。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、児童クラブについてです。

市としてどのような措置を取ったのか、具体的に教えてほしいということですが、民間施設から市に適宜相談があり、アドバイスはしております。

アドバイスの内容といたしましては、市内の保育園、認定こども園につきましては、どうしても新型コロナウイルス感染症によって休まざるを得なかった保育士がいた場合、各園において職員の配置の工夫や希望保育などの運営方法の調整をするなど対応をしております。また、

児童クラブの支援員不足については、夏休みの長期休暇では小・中学校の非常勤講師に協力を求めるなどの対応を行ってまいりました。

市が特段の措置を行ったことはありません。以上でございます。

○市民協働部長（人見英樹君）

私から、まずは残骨の有価物の報告がなぜされていないのかということなんですが、こちらにつきましては残骨灰の中には金属から出た不純物ですとか、あと有害の化学物質も含まれております。そういったものもまとめて取り除きながら報告書はいただいております。またその残骨の中には小骨のうち御遺族が収骨された後に残されたものというのは御遺体の延長上のものと判断しております。御遺族の心情を考えますと、御遺骨から有価物を抽出することは市としては今は考えておりません。よって、その分についての報告も受けておりません。

それから、最終処分場の窒素についてなんですが、窒素含有物については、そのごみが埋まっているところ以外の周り、近隣からも水質調査を行っております。そちらについては、基準値をオーバーしていることはありません。先ほど申し上げた、基準値がまだたまにオーバーするというのは、そのごみの入っているところから出ている浸出水、その理由としましてはまだやはり不純物が残っていることが考えられます。

それから、平均的な年数ということなんですが、こちらは一概には言えず、これにつきましては年々平均値も下がってきておりますので、引き続き廃止に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○上下水道部長（山田英穂君）

私のほうからは、地域し尿処理施設の管理会社のほうが法令違反に当たるかということについて御答弁させていただきます。

浄化槽の保守点検回数については、浄化槽法施行規則で定められております。その辺りは罰則規定があるかは、今後調べて御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時40分といたします。

午後 3 時27分 休憩

午後 3 時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解き、会議を再開させていただきます。

上下水道部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○上下水道部長（山田英穂君）

先ほどの吉川議員の議案質疑の中で、地域し尿の関係で罰則のほうについて調べさせていただきましたので、御報告させていただきます。

浄化槽法第10条に定められておりますが、直罰でなく、何度か指導をした後に直らなければ、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金になります。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、実績報告書のほうで質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に14ページですが、17款の財産収入の中で、愛西市の3年度の基金利子が大体1億676万6,438円ということですが、この間の利子の推移についてお尋ねします。平均的な利率も分かれば教えていただけるとありがたいです。

それから23ページですが、巡回バス運行管理委託料で延べ人数等が入っていますが、令和3年度から佐織ルートの中で津島市民病院への乗り入れが始まりましたが、その評価をちょっと伺いたいと思いますのでお願いします。

それから27ページですが、27ページの広報事業の中でホームページのシステム借上料等が載っていますけれども、この間いろいろと担当課と話をする中でも、ホームページもうちょっと見やすくなるかという話をしたら、現行のシステムが古いのでなかなかそういった改善ができないんだという話も伺ったところがありまして、そうした中で現在の愛西市のホームページの見やすさといった部分の評価とか改善すべき点についてお尋ねをしたいと思います。

それから実績報告書56ページですが、避難行動要支援者対策事業、ようやく名簿の改善等が入力とかが順調に一定いくようになったのかなとは思ってはいますが、入力更新の状況等、それからあとこの対策事業の名簿の利用状況ですね、例えば自主防災会等についてまずお尋ねをします。また、登録を希望する以下の避難行動要支援者という形で1番から7番までになっていますが、以前は高齢者のみ世帯についても登録対象であったと思いますが、その点について変わったのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから65ページですが、65ページの配食サービス事業についてですけれども、令和2年度のと令和3年度を比べてみると、利用者数が364人から340人へ実際のところ下がっているんですけれども、年間の利用食数が上がっているという状況があります。その辺りの特徴について、増加した理由とか要因についてお尋ねします。

それから安否確認、目的の中には安否確認や様々な相談というようなことがありますけれども、具体的にそうした安否確認や相談などの事例、件数などについてお尋ねします。

それから実績報告書66ページですが、緊急通報システムに関して年々登録者数が減ってきているわけですが、この登録者が減ってきた理由及び、先ほども吉川議員の質問の中では今後システム等の更新等が議論されているという話ではありましたが、現状の中での利用者拡大の取組等についてどのように行っているのか。これはシステム更新するからもう絞っていくんだというような考え方なのか、その辺りについてお尋ねをします。

それから69ページ、高齢者タクシーの料金助成事業に関してですけれども、執行率がずっと非常に低いのが高齢者タクシーの利用で、我々としても利用拡大のためにいろんな手だてを尽くしてはいますが、発行枚数とか行き先等の指定を緩和しろとかという話をしてきましたが、利用者増や利用者拡大のための取組をどのように行っているのかお尋ねします。

それから73ページですが、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助金に関してですけれども、令和4年度は2から3月で、その後4月以降は落ち着いているという話でしたけれども、取りあえずこの補助金に関してですけれども、賃金改善に必要な費用を補助するというで行われていますけれども、実際に保育士さんや幼稚園の教員の方の給与、いわゆる賃上げにつながっているのかについて、その処遇改善の効果と実際に支給されているのか、またそういったところの確認についてお尋ねをします。

それから96ページですが、一般不妊・不育症治療費補助についても大体執行率は6割程度ということになっていますけれども、この利用率を上げることはなかなか難しいとは思いますが、この辺りの利用向上などとかPRに取り組んでいることについてお尋ねをします。

それから112ページ、毎年聞いていますけれども、112ページの側溝・舗装工事についてですけれども、地域内側溝・舗装工事に関しては、各地域の相談の要望によって実施をしていくことになっていますが、総代要望に対する実施率について、経緯はどういう状況になっているかについてお尋ねをいたします。

それから117ページですが、民間木造住宅等耐震事業に関してですけれども、耐震委託料が令和元年度から令和3年度まで棟数として全部で50件と、ずっと50件ということで、この50件というのは何で50件なのか、最大に努力して50件なのか、あるいは50件以上の依頼があって、だけど50件までにしているのか、その辺りについてお尋ねをしたいと思います。

また、民間の木造住宅の耐震改修について、建築物耐震改修促進計画というのを愛西市でつくっています。昨年も新しくなりました。その中では、全体としては令和2年度で72%、令和7年度で95%という非常に厳しい大変な数字になっています、計画としては。そういうことを考えても、この50件でいいのかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

それから実績報告書の133ページと136ページ、小学校と中学校の施設耐震化・環境整備事業で、この間我々はトイレ改修をどんどん進めていってほしいということで、市のほうもどんどん進めています。ようやく令和3年度においては繰越明許でこれを実施すれば一順というような状況まで来ました。そういう中でトイレ改修の全体から見て、これでどのぐらい進捗したのかということについて、まずお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、私からは基金の利子の推移について御答弁させていただきます。

基金利子の推移につきましては、ここ3年間は1億円前後でほぼ横ばいで推移している状況となっております。

続きまして、巡回バスの佐織ルートの関係で津島市民病院への乗り入れの評価でございますが、佐織南ルートの乗降客数のうち、津島市民病院停留所における乗客数は299人、降客数は460人であることから、一定の利用があったと考えております。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、ホームページについて御答弁させていただきます。

ホームページにつきましては、令和元年度のリニューアルの際に文字サイズや画面表示等に

考慮したため、より見やすい構成となったと考えております。改善すべき点につきましては、作成する職員によって内容にばらつきが生じないよう周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、避難行動要支援者対策事業について御答弁申し上げます。

入力更新状況、利用状況でございますが、昨年度は令和4年2月末に更新を行い、避難行動要支援者名簿の登録者数は3,454人でございます。名簿の利用状況につきましては、2つの連合会が活用をしております。

高齢者のみ世帯が登録になっていないのは、配慮が必要な方を要配慮者と位置づけ、その中で特に支援が必要な方を避難行動要支援者と位置づけをしております。高齢者のみ世帯につきましては、要配慮者のカテゴリーとなりましたので登録はしておりません。

続きまして、配食サービスの関係でございます。

令和3年度は、継続的にサービスを利用された方が多かったため、利用者が減少しているが食数が増えた要因だと思われまます。

続きまして、安否確認、相談の件数でございますが、安否確認の報告は1件でございました。内容は、たまたま通院で帰りが遅くなり配達時に不在で連絡が取れなかったためでございました。相談内容につきましては報告はありませんでした。

続きまして、緊急通報システム事業の関係です。

登録者が減った理由につきましては、新規設置者が14台、撤去が36台により、22台の減少となっております。利用者への取組につきましては、民生児童委員が実施している65歳以上の独り暮らし高齢者世帯調査で訪問するときには制度の周知をしております。

続きまして、高齢者タクシー料金の助成事業でございます。

サービスを必要と思われる80歳以上の方全てを対象として、令和2年7月に拡大をしております。現在は、必要な方がサービスを利用しやすいように制度の見直しを検討している状況でございます。以上でございます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、処遇改善の効果と確認方法についてです。

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において、働く職員の意欲につながったと聞いております。確認については、実績報告において賃金規程や賃金台帳等を添付していただき、各園の改善内容や金額を確認いたしました。以上でございます。

もう一点、不妊治療についてです。

利用の向上のため取り組んだことは、市の広報、ホームページの掲載により周知を図りました。広報「あいさい」では、定期的にお知らせを載せており、またホームページでは、制度の概要から補助対象となる方、治療内容、申請方法などを案内し、情報の発信に努めました。なお、申請書についてはホームページからダウンロードが可能で、御利用しやすい環境としました。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、地域内側溝・舗装工事の実施率ということで御答弁させていただきます。

令和3年度における全総代からの要望に対する実施率につきましては、側溝工事で25%、舗装工事で19.2%でございます。

続きまして、耐震診断がなぜ毎年50件なのかということでございますが、こちらにつきましては、民間木造住宅耐震診断につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の自己所有の木造建物が対象ということは、皆様御存じだと思います。令和3年3月に改定いたしました愛西市建築物耐震改修促進計画におきましては、建築物の耐震化を促進するため、令和3年度の民間木造住宅耐震診断における目標件数を50件としておるということでございます。

続きまして、建築物耐震改修促進計画の進捗から見てどうかということでございますが、計画改定時点での耐震化率72%に対しまして、令和12年度には耐震性の不十分な住宅をおおむね改修することを目標として定めております。今後も目標達成に向けて、対象となる所有者に対し耐震診断の実施案内、耐震改修除却工事等の補助金制度の活用に関する周知を積極的に行い、本事業を推進してまいりたいと思います。以上でございます。

○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、学校のトイレ改修の進捗率について御答弁申し上げます。

愛西市では、充足値といたしまして洋式トイレ1基当たりの生徒数を16.66人としており、それを下回ることを目指してきました。小学校は立田南部小学校と立田北部小学校を除く10校で充足値を達成し、中学校は佐屋中学校を除く5校で充足値を達成しております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきます。

最初に14ページの基金の利子の話ですけど、おおむね1億円ということで、この1億円というのが基本的には当然歳入で入ってくるわけですけども、こうしたものの使い道というのを考えていくということで、ぜひいろいろ考えて使ってもらえるような形にするといいと思うんですが、その点の考え方についてお尋ねをします。

それから、23ページの巡回バスについて、乗降で結構利用があるということが分かりますが、これ利用について、本数とか時間帯とかそういったこと、あるいは時間がかかるという、ちょっと数字がないので、そんなようなところの意見とか要望とかというのがどうなのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、要援護者の支援対策についてですけれども、先ほどの答弁の中で、要支援者についてになったので、今回は高齢者世帯に関しては除きましたという話でしたけれども、ただ要支援者、確かにでも高齢者世帯の中でも夫婦で暮らしている場合とかだと、例えば1人の方が、夫婦2人のうち片一方の方が支援が必要な場合に、とても高齢者もう一人の方だけでは支援できない場合もあるので、そういったことを考えるとちょっとそれは問題じゃないかというふう

に思うんですけれども、その対象から外してしまっただけでは問題じゃないかというふうに思うんですが、その点についてどうなのかお尋ねをします。また、これまでは名簿の中には高齢者世帯はかなり入っていたと思うんですけれども、その扱いがどうなっているのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、緊急通報システムについては、増減については知っています。分かっていますので、何でそういう状況なのかについて聞いているので、その点について答弁をお願いします。

それからあと、地域内側溝・舗装についてですけれども、やはり相変わらず大体2割ぐらしか実現できないという課題について、要望がたくさんあるということが分からないではないですが、やはりなかなか遅々として進まない、よく言われるのが、毎年毎年出しているけど全然あれだということやってくれないという声はかなりあると思うし、そちらのほうにもかなり届いていると思うんですが、やっぱり根本的にちょっと、その予算の問題も含めてきちっとした対応をしていく必要があると思うので、その点にの考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、民間木造住宅の耐震についてですけれども、目標から言うと年間50件が確実に実現できないというのはあると思うんですよ。耐震改修、今の耐震性のない住宅を減らすには改修するか潰すかしかないで、そういう点でいくと、そもそもまず改修してもらうには耐震改修の診断をしてもらうしかないというところからいうと、診断件数毎年50件で本当に契約実際できるのかという点と、これまでもずっとそうだったんですけど、ほぼ不可能に近いという状況の中で、その辺の50件というのをやっぱりしっかりと検討していただきたいと思うんですが、見直しをね。その点の見解について、もう一度回答を求めます。

それから、トイレについては充足率16.6%ということで、基本的にこのいわゆる4年度に繰越しされた部分を含めて終われば、ほぼ終わるのかな。全ての学校で満たすということになると思うんですけれども、ただ、だからといってもうこれでいいのか、あるいはさらなる取組をこれから進めていくのかという点についてお尋ねします。

○財政課長（堀田 毅君）

私からは、基金利子の関係です。

現在、基金に積み上げております利子につきましては、それぞれの基金の目的に合わせて適切に執行していきたいと考えております。以上です。

○総務課長（佐藤博之君）

私からは、巡回バスの利用に関して御答弁をさせていただきます。

津島市民病院のルート及び津島市民病院停留所の乗降に係る意見・要望はいただいております。以上でございます。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

私からは、避難行動要支援で高齢者のみ世帯がという対応に関して答弁させていただきます。

まず、高齢のみ世帯でもどちらの方が要支援3以上であれば、当然対象者になります。また、高齢者のみ世帯の名簿から外れたのかと言われる質問に対しては、現在名簿の対象として

おりませんので、名簿は作成しておりません。ただ、御希望があれば、随時システムで入れることができますので、この条件に関わらずそれぞれの条件はございますので、申しただければ台帳には登録をさせていただき予定をしております。以上です。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

私のほうからは、緊急通報システムの利用者の増減がどうしてかということでお答えをいたします。

撤去の36台ですが、こちらの理由の内訳が、同居をされた方が3件、施設入所が17件、死亡の方が14件、長期入院の方が1件、転出が1件というようなことで、新規の申請申込みよりも撤去のほうが多いというようなこととなります。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、地域内のお話でございます。

議員からもお話いただいて、それからはかなり多い要望のほうはいただいております。ただ、地域内この事業の実施につきましては、地元の優先順位などを聞いた上で職員による現地確認をしっかりと行わせていただいて、市のほうで緊急性・必要性の度合いについて客観的に確認させていただいた上で、予算の範囲内で施工はさせていただいております。引き続き適正な実施に努めていきたいというふうに思っております。

続きまして、耐震診断50件というお話でございます。

こちらなんですけど、耐震診断につきましては、広報とかホームページで私どももいろいろと啓発はさせていただいておりますが、なかなかその50件に届かないというのが現状でございます。担当者のほうからダイレクトメールを送付させていただくことで、50件ということで何とかクリアしているというような現状でございます。今後も啓発については進めていくところではございますが、上限については50件ということで進めていきたいなと思っております。

ただ、耐震化率の向上につきましては、当然耐震性能の低い建物の取壊し、これが第一のポイントだと思いますので、市では民間木造住宅の除却費の補助金のほうがあります。こちらを活用して耐震性が低い建物の取壊しを推進しておりますので、ここ数年、数のほうも増えてきているということもございます。今後もこの建築物の耐震改修促進計画にある耐震化率の目標数値の達成に向けて、努力はしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○教育部長（三輪進一郎君）

トイレ改修でございますが、本年度、小学校12校全て充足値を達成する見込みでございます。佐屋中学校を含め特別支援学級の配置状況などにより、学校運営での課題が生じた場合には、必要に応じた改修での対応を予定しております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第8・認定第2号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・認定第2号：令和3年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、認定第2号：令和3年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

実績報告書の159ページの一覧表ですが、歳入で国民健康保険税が前年対比95.3%ということで減っている状況についての理由を教えてください。

また、この国民健康保険税を算定するときには所得というものに基づいて算定されるわけですが、大体の所得の分布についてお伺いします。

次に決算書の155ページ、歳入のところ、155ページ、156ページの1款1項1目のところで、保険税収入、一般被保険者保険税の歳入が載っておりますが、ここに不納欠損ということで合計で2,500万円の不納欠損が載っています。不納欠損額ということで載っています。これについては、どのような理由で不納欠損が発生しているのかについて、過去5年分もし推移が分かれば教えてください。

あと、実績報告書に戻っていただいて、164ページの国民健康保険特別会計直営診療施設勘定についての質問ですが、まず、休日診療所などでも交付税分で愛西市が取得したものについては歳出ということで出しているんですけども、この国民健康保険の直営診療所に対して、そういった一般会計からの地方交付税での措置分という形での歳入はありませんが、この直営診療所という部分での金額、普通交付税での金額、分かれば教えてください。

また、国民健康保険診療所ということですから、一般的には企業ということを考えるならば、この国民健康保険直営診療所に対する減価償却費の相当額というものが分かるかというふうに思いますので、その費用の減価償却相当額について、その分は普通は現金または未償却として積み上がらないといけないと思うんですが、それについて教えてください。以上です。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目、国民健康保険税が減っている理由でございますが、被保険者の減少に加え所得が減少したことによる影響が大きいと考えます。

2点目で、算定基礎額の分布でございますが、1つ目として所得がない世帯1,891世帯、2つ目として所得が1円以上33万円以下の非課税世帯は604世帯、3つ目として所得が33万円を超え200万円以下の世帯につきましては3,233世帯、4つ目として所得が200万円を超え500万円以下の世帯につきましては1,766世帯、5番目として所得が500万円を超える世帯は402世帯の合計で7,896世帯でございます。

3点目の不納欠損の5年分の推移でございますが、平成29年度が350件で623万7,400円、平成30年度が349件で670万5,157円、令和元年度が568件で962万4,134円、令和2年度が855件で1,582万1,228円、令和3年度が1,082件で2,596万7,869円でございます。取りあえず以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

普通交付税の直営診療所分の金額について、私のほうから御答弁させていただきます。

令和3年度の普通交付税相当額は700万円ほどとなります。以上でございます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

減価償却相当費用でございますが、八開診療所の建物の減価償却累計額で2,776万円でございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

今、私、所得の分布ということで聞きましたが、大体100万円を超えて500万円までのところが多いということが分かりましたが、この不納欠損についての5年間の推移が3倍、4倍、5倍と増えていっているんですが、これは何か不納欠損をする仕組みを変えたのか、積極的に不納欠損で上げていく中で未収金を減らすという運用をしたのか、ちょっとあまりにも大きくなり過ぎているので、その内容について確認をさせてください。今までやっていなかったものをやるようになったとか、それをお願いします。

あと、直営診療所勘定については、減価償却費の相当の費用の残高が2,700万円ということなんですが、2,700万円もともとあった費用、2,700万円になるまで償却されるわけですので、そういった点では、普通、別の形で預金または現金でその分増えていかないと、次の直営診療所、次に継続して持続可能性を持つことが非常にできなくなるんですが、この直営診療所分の金額700万円を毎月入れることによって、赤字補填をしながら持続可能な診療所運営というのを取り組んでいく必要があると思うんですが、そういうことについては、そういうことのために一般会計への繰入金を請求するという仕組みが必要かというふうに思うんですが、それについての見解をお伺いさせていただきます。以上、よろしく申し上げます。

○保険年金課長（橋本 創君）

国民健康保険税の不納欠損が増えているというところで、何か変更があったのかというお問合せでございます。変更は特にございません。

○総務部長（近藤幸敏君）

直営診療所の普通交付税の繰り出しの関係でございますが、普通交付税は一般財源でありまして運営準備基金を保有していることから、一般会計からの繰り出しについては考えておりません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・認定第3号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・認定第3号：令和3年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

実績報告書の167ページなんですけれども、後期高齢者に関してですけれども、歳入の状況として令和2年度と比べると保険料が下がっているということ、減っている原因について一つお尋ねします。

もう一つは、同じページで②の医療給付費の状況というものの中で、1人当たりの受診件数は2年度に比べると上がっているんですけれども、元年度と比べると若干下がっているという、追いついていない状況の中でも、1人当たり医療費がやはり年々上がっている状況にあるので、その辺りのその要因について、2年度が大きく下がっているのは多分受診控えだと思うんですが、そうじゃなくていわゆる3年度も含めた中で上がっている状況について説明をお願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の保険料が前年度比で下がっている要因でございますが、これにつきましては愛知県後期高齢者医療広域連合へ確認しましたところ、所得額が前年度に比べて減少していると、そのような報告をいただいております。

2点目の医療給付費の関係でございますが、医療費分析によりますと、狭心症、心筋梗塞、動脈硬化症などの高額な医療費で増額をしております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

○5番（真野和久君）

県連合の話だと所得額が減少ということは、いわゆる年金収入などが減っているということではないのでしょうか。ちょっとその辺確認をしたいと思います。

それから、あと2つ目の1人当たり医療費が増えている原因というのは、いわゆる心臓病関係、循環器系関係が増えているという話ですけれども、いわゆるそういった病気の場合の医療費が大きくなる、高額という状況があるのか、その点について確認します。

○保険年金課長（橋本 創君）

所得の減少につきましては、年金以外でも所得はございます。およそ1億円超の金額の所得が減少になったものと認識しております。

医療費につきましては御答弁いたします。

心臓のバイパス手術で938万円と、これが一番最高の額でございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質問はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・認定第4号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・認定第4号：令和3年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、認定第4号：令和3年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について確認をいたします。

先ほど補正予算でも若干類似のことは確認はしましたが、今回、今年度の令和3年度から第8期介護保険事業計画が始まり、令和3年度についての予定の給付も、既にその計画には載っているところであります。また、今回令和3年度で決算が出ましたので、その予定としている介護給付費、計画の中にある介護給付費等の金額と決算の金額、その差額、その差額はイコール被保険者に対する保険料に跳ね返ってくる金額になるんですが、その大体の年間の変動金額を教えてください。補正予算のときは、国と県の分についての金額の違いについて精算すると1億円ぐらいでしたよということもありますが、今回は被保険者に対する年間の保険料の変動額についてお伺いします。今のは実績報告書に、歳入については載っていますので、決算収入については載っていますので、その金額で確認してください。

あと、決算書の235ページ、4款1項1目で基金積立金というのが8,300万円になっておりますが、執行率34.7%なんですね。これは何でこんなような低い執行率になるのか、預金しようと思っておったけれども使っちゃったのか、そのことも含めて執行率が34.7%になる理由についてお伺いします。以上、よろしくお願ひします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の給付費の計画と決算額の関係でございます。

計画では、介護保険給付費は52億1,477万8,000円、地域支援事業費は3億1,191万9,000円でございます。決算との差額でございますが、介護保険給付費で2億9,661万284円、地域支援事業費で2,725万1,980円で、決算額に対しての介護保険料は約5,600万円多かった結果となっております。

2点目の基金の関係でございますが、3年度の精算として4年度に返還する額が特に多いと計算できていたのと、コロナ感染症の影響が不透明でしたので、基金に積立てするよりも速やかに支払いで対応できるように、手元に残しておく選択をしたことによるものです。以上です。

○4番（河合克平君）

すみません、もう一度確認ですが、介護保険事業計画で52億円の給付費と3億1,000万円の支援計画でその金額が出ているんですが、実際の決算額でいうと、合計すると49億と2億7,000万円なので約51億円になるのではないかと思うんですが、その差額約3億円ほどが使わなかった費用としてなるのではないかと思っておるんですが、あと、その被保険者負担分が23%ですから約7,600万円が使わない被保険者負担分としてあるのではないかというふうに思っておりますが、そういうことではなくて2,700万円ほどだという話だったので、もう一度その辺の確認を教えてくださいませんか。よろしくお願いします。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

計画と決算の差額がおよそ3億円あります。3億円のうち、第1号被保険者の負担割合は一般的に23%と言われておりますが、国・県・市、第2号被保険者と第1号被保険者で100%になるためには、第1号被保険者からいただく部分が25.44%いただかないと100%にはならない計算となります。こちらは、国の財政調整交付金が通常5%と言われておりますが、愛西市の令和3年度の財政調整交付金は2.56%ですので、その差額の2.44%は第1号被保険者の保険料もしくは基金の取崩しであったり基金利息などのそういったところで賄わないといけない金額となります。先ほどの約3億円の差額のうち、23%を計算しますと約7,000万ぐらいありますが、今の2.44%を計算しますと約700万円ほどになると思いますので、それを今の7,000万から引くのと、あと保険料も当初の計画よりも375万円ほど入が少ないものがございまして、全部で5,600万円ほど、基金の投入とかをした上で5,600万円ほど多かったというような結果となります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

認定第4号：令和3年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

169ページの介護給付費、地域支援事業についてお伺いをしたいと思います。

高齢者が増えるとか高齢者世帯のみの増加によって、サービスを必要とする人が当然増えてくると思いますが、十分にその高齢者世帯増に見合った量のサービスが提供できたのか、またコロナ等で開設ができなかった事業の事例等があればお聞かせいただきたいのと、その影響についての評価についてもお聞きしたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目でございますが、サービスを希望する方は年々増えておりますが、希望するサービスは提供できていると考えております。

2点目のコロナの影響でございますが、事業所でコロナ感染者発生による休止は聞いておりますが、影響があったとの報告は受けておりません。また、市が実施する介護予防事業においては、中止となった事例はございません。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

今、部長のほうから影響はなかっただろうとおっしゃいましたが、なぜそう評価をされるのかというのを1点お聞きしたいのと、今あるサービスについて、ケアマネさんが十分にこの市のサービスについて知識を持っていない事例というのが、かなり私も出会っているわけなんですけれども、こういったケアマネさんに対して、愛西市独自の介護サービスについての研修等、どの程度の研修等を行っているのかお聞きしたいと思います。

○高齢福祉課課長補佐（山田光正君）

コロナの影響がなかったという評価でございますけれども、どのようにということですけど、サービスの事業実施状況から見てなかったということで、申し訳ありませんが詳しくまでは評価はされておられません。今あるケアマネが市のサービスを熟知しておらないということで、どの程度の研修かということでございますが、申し訳ありません。手元に資料がありませんのでちょっとお答えできませんので、また後で御答弁させていただきたいと思います。

○議長（杉村義仁君）

他に質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・認定第5号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・認定第5号：令和3年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、水道企業会計について、実績報告書181ページですけど、取りあえず基本的なこととして、水道事業会計ですが、令和2年度と令和3年度を比較する中で、収益的収支で見ますと令和2年度と令和3年度を比較すると収入減で支出も減っていますけれども、収入減、支出減になっていますけど、その要因についてお尋ねをします。

それから、資本的収支に関しては、収入は減っていますが逆に支出のほうが増えているという状況かがあるので、そこについての要因について具体的に説明をお願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1つ目の収益的収支で収入、支出が昨年より減っている要因についてでございますが、収益的収入の減少している要因について、主に1項営業収益は令和2年度と比べ増加し、2項営業外収益は減少し、収入全体としては減となっております。コロナ対策に係る上水道料金免除補助事業の実施が営業収益・営業外収益とも影響しているため、事業を考慮しない場合の使用料相当額は前年度と比較しますと減となっているため、有収水量の減によるものでございます。

次に、収益的支出の減少している要因について、主に1項営業費用のうち、3目総係費における人件費の減と、同じく総係費における委託料の減によるものでございます。

2つ目の資本的収支で収入が大きく減っているのと支出が増えている要因についてでございます。資本的収入が減少した主な要因は、2項工事負担金、1目工事負担金が前年度に比べて減少したことによるものでございます。資本的支出が増えた主な要因は、1項建設改良費、1目建設改良費の委託料が前年度に比べ増加したことと、同じく4目事務費において建設改良事業の事務を行う職員人件費に係る予算を、令和3年度から資本勘定として計上したことによるものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

もういいですか。

○5番（真野和久君）

すみません、収益的収支の中での人件費と委託料の減について、ちょっと理由をお願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

委託費に関しては、令和2年度は経営戦略の策定に係る費用は一時的に発生している一方、令和3年度においては通常業務に係る委託料のみであったためでございます。同じく総係費のうち人件費としての給料・手当・法定福利費の合計額、令和2年度より3年度1,336万5,376円の減となっており、その理由といたしましては、収益的支出に計上していた職員の一人を資本勘定に計上したことによるものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質問はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・認定第6号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・認定第6号：令和3年度愛西市下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

認定第6号：令和3年度愛西市下水道事業会計決算の認定について確認をさせていただきます。

まず、実績報告書の186ページですが、2番の業務量の一番下段、有収率というのがあります。排出量に対するお金を実際に集金できる水量の率が有収率になりますが、令和2年度は93.1%、令和3年度は96.6%と、3.5%も違うんですが、これが3.5%も増えた理由と、3.5%

増えることによって収益的収支の収入が増えますので、その金額の目安、大体幾らぐらい増えたのか、結果として幾ら増えたのかを確認させてください。

続いて決算書ですが、決算書の300ページです。こちらには、愛西市下水道事業貸借対照表が載っております。貸借対照表の中の流動資産として未収金が7,400万円あります。貸倒引当金も載っておりますが、この7,423万4,000円というものの中で過年度分の未収金の金額をお伺いします。

続いて、決算書の308ページには費用明細が載っておりますが、収入において1款2項6目の雑収益の36万4,392円については、延滞金が28万7,500円とその他雑収益7万6,892円と書かれておりますが、その内訳、内容について教えてください。

続いて、決算書の313ページの下水道事業資本的収支明細書の中で、1款4項1目の受益者負担金と1款4項2目の分担金についての金額が載っています。これは、この分については現金決済で入ったものについて収益化しているということは前から聞いているんですが、供用開始をされると同時に本来入ってくる金額というものも計算できるかと思っておりますので、未納金の未納分についての金額の明細についてお伺いします。以上です。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目のほうから順次御答弁させていただきます。

まず、有収率の増の理由についてでございます。農業集落排水処理施設等の有収率は、令和2年度において年間排水量を令和元年度の全体事業の有収率95%を年間有水量といたしました。令和3年度は水道の使用水量と井戸水、温泉水を換算したものを年間有収量といたしました。ですので、前年度より増えておりますもので有収率も増えております。年間有収量が増加すれば下水道使用料も比例いたしますが、農業集落排水処理施設等においては世帯割の地区がございますもので、比例するものではございません。

2つ目の収入増の金額でございます。収益的収入の下水道使用料は、消費税及び地方消費税込みで令和2年度より令和3年度が、公共下水道では1,526万2,506円の増額、農業集落排水は62万8,389円の減額、コミュニティ・プラントは4万8,862円の増額となりました。

次に、未収金のうち過年度分の未収金の額はということでございます。過年度分の未収金の額は、公共下水道使用料161万6,467円、農業集落排水使用料535万2,455円、農業集落排水維持管理分担金548万550円、コミュニティ・プラント使用料6万3,898円、コミュニティ・プラント維持管理分担金96万6,630円になっております。

続きまして、雑収益の内訳でございます。その他雑収入は消費税還付加算金2万9,800円、コピー代2万3,092円、行政財産目的外使用料2万4,000円になります。延滞金は公共下水道使用料20件3万7,700円、受益者負担金・分担金115件24万9,800円になっております。

最後に、受益者負担金と分担金についての未納分の金額でございます。過年度分の未収金の額は、受益者負担金132万円、受益者分担金246万300円、区域外流入分担金8,900円になっております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

有収率についての増加については、農業集落排水分で増加しているからということがありました。農業集落排水とか公共下水とか有収率を測るためにメーターを回すことはできないと思うので、どういう形で、メーターが回っているのか、それとも水道代に対して何割と、何%ということをしているのか、そのことについて1回確認をさせてください。排水がメーターが回っているということだったら分かりますが、有収率が上がっているのも不明水が減ったのかなと思ったんですが、実はそうではなさそうなので、その内容について教えてください。

あと、雑収益についての利息は利用料について3万7,000円、20件3万7,700円、分担金について115件24万9,800円ということを出ておりますが、これは過去の分についても一旦問題になって、過去からもらっていないのにももらうようになりましたということもありますが、その分も合わせての金額なのか、もし明確に分かれるのであれば、条例が変わる前と変わった後という金額が分かるのであれば教えてください。以上2点です。

○上下水道部長（山田英穂君）

有収率についてでございますが、公共下水道は海部南部水道企業団と愛西市水道事業体のメーターのほうの水量で計算しております。農業集落排水においては、世帯割等がございましたもので、今までその水道量ということではちょっと計算しておりませんでした。3年度から計算するようになりましたもので、実態に近づくのかなあと考えております。

次に、延滞金の関係でございますが、こちらのほう詳細についてお答えさせていただきます。

まず、公共下水道使用料です。過年度分が20件で3万7,700円、令和3年度発生分で3件で4,900円、受益者負担金と分担金合わせて過年度分が115件で24万9,800円、令和3年度の発生分が18件で3万9,200円でございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

すみません。ちょっとここで皆さんにお諮りします。

本日の会議時間は、議事の具合により会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

認定第6号：令和3年度愛西市下水道事業会計決算の認定について質問いたします。

決算書の300ページの貸借対照表で質問させていただきたいと思っております。

毎回、公共下水については決算のとき、予算審査のときにお伺いしておりますが、いろいろ区域等も見直されまして、現在の長期的な財政状況についてお伺いをしたいと思っております。流域下水も含めて、今後総事業費はどれぐらい見込んでいるのか、その財源の内訳について教えてください。また、そのうち執行済みは幾らなのか教えていただきたいと思います。

そして、起債の総額は幾らになって償還のピーク、これはいつになるのか、どれぐらいの金額になるのか。また一般会計からの繰入れのピークはいつ頃で幾らぐらいになるのか。そして、

今、高齢者世帯が大変増えておりまして、分担金を払ったとしても宅内工事をしない世帯が大変増えている現状でございます。そういった現状についてどのような検証、評価をしているのかお伺いをしたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず、流域下水道も含め総事業費財源内訳、そのうち執行済額はについてでございます。公共下水道の全体事業費は、建設費と日光川下流流域下水道負担金合わせて約277億円、財源内訳は起債で約155億円、国庫補助金で約100億円、受益者負担金で約15億円、一般会計繰入金で約7億円を見込んでおります。令和3年度までの執行済額は、建設費と日光川下流流域下水道負担金合わせて約178億円になります。

続きまして、起債総額は幾らになり、償還のピークはでございます。

起債額は令和12年度まで借りられる予定の起債の償還と利子分を含めまして、令和42年度までに約200億円、起債の償還のピークは令和16年度でございます。起債償還済額は利子分も含めまして28億4,529万円になっております。

続きまして、一般会計からの繰入れピークでございます。繰入れについては令和12年度がピークになると見込んでおります。

最後に、高齢者世帯の接続についての検証についてでございます。

こちらのほうは、事業説明会後に高齢者の方から、負担金を支払うが宅内工事までは難しいという相談は増えております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

毎年、毎回お聞きをしているわけですが、起債のピークはお聞きをいたしました、幾らぐらいになるのか、そして一般会計の繰入れも令和12年ということでピークの金額は幾らになるのかお伺いしたいのと、それから高齢者世帯の接続の宅内工事が難しいというお話を聞いているということですが、どれぐらいの影響が出てくるのか。件数的に予想以上に接続が減ってきているのか、その辺の評価についてはどうなんでしょう。これから運営していくのに独立採算になっていく中で、最初に試算をしたものと今後大きくずれていく可能性を持っているのか、その辺の評価についてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず、起債総額のほうの償還のピークに関しては、令和16年度で約7億円でございます。

続きまして、一般会計繰入れのピークの12年度で幾らになるかということでございます。ちょっとまた後で御報告させていただきます。

高齢者のほうの影響の関係でございますが、高齢者の方には丁寧には説明をしている状況でございますが、今後、下水道課といたしましても、今現在6割前後の接続率をキープしております。高齢者が増えることによって接続率はなかなか増加させることは難しいと思いますが、下水道課職員で各家庭訪問等いたしまして、接続促進に努力してまいりたいと考えております。

あと、一般会計繰入れのピークで令和12年度で5億6,200万でございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

すみません。認定第4号：令和3年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、先ほど吉川議員から研修の件で御質問いただいた件、担当のほうから答弁させていただきます。

○高齢福祉課主査（城 安代君）

先ほどのケアマネ研修につきましてお答えさせていただきます。

ケアマネ研修は年に講義を2回、連絡会を1回行っています。令和3年度はケアプランの作成のポイントや事例検討のほうで先生のほうに講義をお願いし、ケアマネさんに学んでいただきました。また、先ほどの市のサービスの紹介につきましては、年度末に連絡会議がありますので、通所型サービスBや訪問型サービスB、訪問型サービスDのほうの一覧表を配り、どのように進めていくとよいかを御説明し、またつなげていただくよう団体の方とも連携していただくようお願いをしております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・委員会付託について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第13・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第41号から議案第46号及び認定第1号から認定第6号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会または特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、9月27日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時56分 散会

